

<特 集>

会の名称：広島大学特別支援教育フォーラム

テーマ：今後の特別支援教育の在り方について

主 催：広島大学大学院教育学研究科附属障害児教育実践センター、障害児教育講座

共 催：広島大学大学院教育学研究科附属教育実践総合センター、幼年教育研究施設、心理臨床教育センター

後 援：広島県教育委員会、広島県障害児学校校長会

日 時：平成15年6月22日（日）の全日（第一部が午前で、二部と三部が午後）

場 所：広島国際会議場 グリアの間（1/2）（264人収容）Max：300人

主 旨：21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）と今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）によって、新しい教育体系が文部科学省によって明示された。これからの特別支援教育とはどのようなものなのか、小中学校の通常の学級と特別支援教育の連携をどのようにしていくのか大きな課題である。最終報告を受けて広島大学の教員養成、広島県の特別支援教育は今後どのようにあるべきか議論し、現場は何を考え、何をしなければならないか話し合い、広島から発信できる新しい動きを立ち上げるきっかけをつくる。

日 程

9：30 開 場

10：00 開 演：開会の挨拶（広大：中原教育学研究科長）
主旨説明（広大：志水康雄）

10：10 司 会：（広大：早坂菊子）プログラムの紹介

—プログラム内容—

第一部：今後の特別支援教育の在り方について

- 10：15 今後の特別支援教育の在り方（最終報告）について：文部科学省から
（文部科学省初等教育局特別支援教育課 内藤敏也 企画官）
- 10：45 今後の特別支援教育の在り方（最終報告）の意味について
—パラダイムシフトとしての最終報告：社会・経済的観点と国際比較から—
（広大：障害児教育講座 落合俊郎）
- 11：25 通常の教育からの意見（広大：学習開発講座 林 孝）
- 11：45 昼食と休憩

第二部：よりよい教育をめざして パネルディスカッション

コーディネーター（広大：落合俊郎）

- 13：15 LD 児の保護者から
重度・重複障害児の保護者から
ことばの教室担当者から
広島県教育委員会から
広島県障害児学校校長会から
- 14：00 休 憩
- 14：10 パネラーと話題提供者の追加コメント
- 14：40 パネルディスカッション
- 16：00 閉会の挨拶（広大：船津）

広島大学特別支援教育フォーラム

1. 今後の特別支援教育の在り方について

【司会者】

大変お待たせいたしました。第1部に先立ちまして、開会式を行います。広島大学大学院教育学研究科附属障害児教育実践センター長、山梨正雄より開会の言葉をいただきます。

【山梨】

おはようございます。

【参加者】

おはようございます。

【山梨】

この2、3年と申しますか、21世紀に入りまして、日本のこれまでの特殊教育、障害児教育が大きく変わろうとしております。いえ、すでに変り始めています。この新しい特別支援教育と申しますのは、これまでの特殊教育・障害児教育の考え方を根本的に方向転換するものだと思います。それに伴いまして、いろいろな関連する制度・仕組みといったものが大幅に見直しされる方向で検討されております。ただ、そういったことにつきまして、実際に教育に携わっていらっしゃる先生方には、現場において何がどのように変わるか、変わらなければならないのかということが、まだ今一つ実感されていないのではないかと申しております。本日のこのフォーラムを機会にしまして、先生方、皆さんがじっくり考え、あるいは先生方同士でいろいろ話し合いをしていただくきっかけになればと思っております。それではこれより、広島大学特別支援教育フォーラムを開会いたします。よろしくお願ひします。

【司会者】

ありがとうございました。次に、広島大学大学院教育学研究科長、中原忠男より挨拶を賜ります。

【中原】

先生方、おはようございます。

【参加者】

おはようございます。

【中原】

ただいまご紹介いただきました、教育学の研究科長を務めております中原と申します。本日は、私どもの研究科の関係しております講座、それからセンターが主催・協賛いたしました、このフォーラムを計画いた

しましたところ、県下より多数の皆さま方がご参加、ご出席をくださりまして、誠にありがとうございます。主催者を代表いたしまして、心より御礼を申し上げます。

また、このフォーラムに際しましては、文部科学省様をはじめ広島県教育委員会、そして広島県の障害児学校校長会様等々から、多大なるご支援・ご協力を賜っております。これから後の第1部、第2部におきまして、またそれぞれのお立場から貴重なお話しをいただくことになっております。そういうご支援に対しまして、高いところからではございますけれども、心より御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

私がいまさら申すまでもないことでございますけれども、教育という仕事は大変重要で、また面白い仕事であると思っております。それとともに困難な仕事でもあると思っております。とりわけ障害児教育、特別支援教育は難しい面、厳しい面があると思います。今日、会場におこしの皆さま方の多くは、そうした教育に使命感を持って熱心に取り組んでおられます。そういうことに対しまして、衷心なる敬意を表したいと思います。その特別支援教育が、先ほど山梨センター長のお話しにもございましたように、今、日本の特別支援教育が大きな転換期というか、改革期を迎えていると思います。今日はそのことをメインのテーマといたしまして研究協議をすることになっております。理論的な面から、実践的な面から検討して、それについての認識を深めて行く、そういうのが大きな狙いではないかと聞いております。

そういうことで、この会を通しまして改革の方向がよりいつそう明らかになり、広島県下はもちろんでございますが、できれば全国にそういった改革の方向とか、趣旨が広がって行くことを期待し、祈念をいたしまして挨拶とさせていただきます。先生方、今日一日ご苦勞でございますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

【司会者】

ありがとうございました。続きまして、広島県教育長常盤豊様代理、広島県教育委員会障害児教育室長、室積幸生さまから挨拶をいただきます。

【室積】

皆さんおはようございます。

【参加者】

おはようございます。

【室積】

ただいま紹介いただきました、広島県教育委員会障害児教育室長の室積と申します。本日、常盤教育長が挨拶を述べるところでございますけれども、あいにく20日から県議会が開会ということもございまして、本日失礼をしております。挨拶を代読させていただきます。

本日、広島大学特別支援教育フォーラムがこのように盛大に開催されますことに対しまして、心からお喜びを申し上げます。また、本日までご参加の皆様方には、日ごろから広島県の障害児教育の充実と発展にご尽力いただいておりますことに、敬意と感謝を申し上げます。

さて近年、障害のある子どもたちの教育をめぐることは、ノーマライゼーションの進展、障害の重度・重複化および多様化、学習障害、注意欠陥/多動性障害、高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への対応の必要性など、さまざまな状況の変化が見られます。こうした状況を踏まえて、国においては平成13年1月に、21世紀の特殊教育の在り方について最終報告が、さらに平成15年3月には、今後の特別支援教育の在り方について最終報告が取りまとめたところでございます。広島県におきましては、このような国の動向を踏まえ、新たな「教育県ひろしま」の創造を目指し、昨年12月に本県障害児教育の基本的な方向性を示す、広島県障害児教育ビジョンを策定いたしました。この広島県障害児教育ビジョンでは、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うために専門性に基づく障害児教育を充実・推進することを示しております。本日は、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、内藤特別支援教育企画官をはじめ、各界を代表する方々からご説明やご提言等をいただくことになっております。障害のある子どもたちに対する教育について、さまざま視点からご指導をいただけるものと期待をしております。そして、このフォーラムが本県における障害のある子どもたちの教育の改革・創造に向けての確実な一歩となりますことを願っております。最後になりましたが、本日までご参加の皆様方のご健康とご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。平成15年6月22日。広島県教育委員会教育長常盤豊。代読、室積幸生。本日はどうぞよろしくお願いたします。

【司会者】

ありがとうございます。次に、広島大学大学院教育学研究科障害児教育学講座の志水康雄より、趣旨説明をさせていただきます。

【志水】

おはようございます。

【参加者】

おはようございます。

【志水】

開催実行委員長としまして趣旨説明を若干させていただきます。今、お二方、あるいは開会の言葉などで、だいぶん中身のことが触れられておりますが、この21世紀の特殊教育の在り方についての、最終報告と今後の特別支援教育の在り方についての最終報告によって、新しい教育体系が文部科学省によって明示されました。これを受けて、特別支援教育は今後どのようにあるべきか議論し、ここにご参加の学校現場の方の一人お一人のご参考になればと思い、このフォーラムを企画いたしました。幸い文部科学省のご担当者からも直接お考えをお聞かせいただけることになりました。このフォーラムから、明日の特殊教育のための、皆様のための何らかのヒントの一つにでもなれば幸いです。この広島大学特別支援教育フォーラムの報告は、主催者の一つであります、広島大学大学院教育学研究科附属障害児教育実践センター紀要に掲載予定であります。そのため記録としての録画のみ発表者に許可を得てありますので、その他の方の撮影、録画、録音等は恐れ入りますがご遠慮ください。同様にマスコミにも公開はしておりません。

それから、少しご説明しますと、プログラムで特に時間等の細かなことは書いてございません。アウトラインだけ少しお話しいたしますと、このあと第1部の1番目に上月正博特別支援教育課長代理の内藤企画官からお話いただきますが、特別にお願いしまして5分間ほどの質疑応答の時間をとらせていただいております。何かありましたらその時間でよろしくお願いたします。大まかに12時ごろを目途に第1部を終了しまして、午後はおおよそ1時半ごろから開始いたします。第二部がパネルディスカッションということになります。それで、お昼は、このフロアにレストランがありますが、大変小さくございまして、さらに今日はいくつかの会が同時に行われておりまして、ほとんどご利用できないものだと思われております。ですから、恐れ入りますが昼食時間を90分とりましたのでどうぞ街中でお食事をとりいただきしたいと思います。この部

屋でお食べになる分も結構でございますが、ロビーは飲食禁止だそうでございます。それから、もちろん携帯は電源をお切りいただくか、マナーモードでご使用いただきたいと思います。それから、胸に黄色いリボンをつけておりますのがスタッフでございますので何かございましたら、お尋ねいただければと思います。それではよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【司会者】

ありがとうございます。これで開会式を終わります。では、第1部。今後の特別支援教育の在り方について、文部科学省特別支援教育課長、上月正博様代理、内藤敏也企画官よりお話いただきます。よろしくお願いいたします。

【内藤】

皆様おはようございます。

【参加者】

おはようございます。

【内藤】

ただいまご紹介にあずかりました、文部科学省特別支援教育課特別支援教育企画官の内藤でございます。本日、課長の上月が所用により今回広島に残念ながら来ることができませんので、代理として私がこのコマを担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、皆さま方、お配りしてあります「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の最終報告について」の資料を基にご説明申し上げたいと思います。

先ほどから何度かご紹介いただきましたように、現在、特別支援教育——特殊教育のフィールドは大きく曲がり角を迎えております。私ども、平成13年1月にまず協力者会議の報告をいただきまして、そのあとここに書いてありますように平成13年1月から新たに特別支援教育の在り方に関する調査研究ということで、別の協力者会議を始めまして、13年1月の協力者会議の報告では、なかなか提言しきれなかった課題について議論をしております。その結果昨年の10月に中間まとめをいったん出しまして、その後パブリックコメント等、いろいろご意見を伺いまして、この3月に最終報告という形で提言をいただいたところでございます。

ただ、この最終報告が出たから変わらなければいけないということではなく、今の特別支援教育——特殊教育のフィールドがそもそもその制度、あるいは全体

的な対応、変わることを求めているから、その結果としてこういったものが出てきたというだけの話だというふうに、私どもは考えております。今から、その内容についてご説明申し上げたいと思います。

まず初めに、文部科学省がこれまでの特殊教育という名称を特別支援教育に変えてきたことについてご説明いたします。これまでの特殊教育は、今まで、一定の障害を対象としてきたということ、あるいは対応方法として、その対象となる子どもたちに対して、特別な場における教育をほどこすということをしてきたところでございますが、これからご説明するように、LD・ADHDあるいは高機能自閉症、そういったお子さんがかなり多く通常学級にも現におられるということが明らかになってきて、こうしたお子さんへの対応も含めて、これからは考えていかなければならない。そういったときに、その今までの考え方から、従来よりも対象のひろがったお子さんの一人一人の教育的ニーズをとらえて対応していこうという考え方に発想の転換を図るために、特別支援教育と名称を変えようとしていくところです。文部科学省の特殊教育課は長い歴史を持っているわけですが、この名前も特別支援教育課とすでに名前を変えております。なお、この報告が出るにあたり、私どもは、「特殊教育から特別支援教育への転換」というようないい方をしてきたわけでございますが、転換という言葉は、若干ちょっと誤解を受ける要素があるかなというふうにちょっと思っております。転換というと、今までの「特殊教育」に問題があったから「特別支援教育」に変えるというような、マイナスのイメージを連想しがちです。しかし、私どもが考えているのは、いままで特殊教育で延々と築いてきたノウハウ、あるいは教育的な実践の積み重ね、こういったことを使って今後今度対象が広がっていく子どもたちにも対応ができるんじゃないか。ということなのです。私どもも、最近では特殊教育から特別支援教育に進化するというような言い方をしてございます。そういう意味で、今までで特殊教育で築いてきたものを、さらに多くのお子さんのために役立てていただきたいというのが私どもの真意でございます。

それでは最終報告ポイントのはじめの「現状認識」という箇所を見ていただければと思います。まず今までの特殊教育の対象とされていたお子さんについて見ていただきますと、これは多分、各学校あるいは教育委員会、特に都道府県の教育委員会が非常に頭を悩まされておられる問題ではないかと思いますが、学齢児全体が減ってきている中で、対象となるお子さんが、

特に養護学校を中心に数が増えてきています。もちろん特殊学級でも増えてきているということで、義務教育段階における盲・ろう・養護学校、あるいは特殊学校に在籍する比率が、平成5年の約1%に比べて、平成14年度ではほぼ1.5%。つまり10年間で大体、1.5倍に増えているという状況になっております。この原因がどういふところにあるのか正直言ってはつきり分かりません。ただ現に増えてきておられますし、今後もこの数が増えてこられるというのは、おそらく厳然たる事実としてとらえていかなければならないというふうに思っております。加えまして、重度重複のあるお子さんも増えています。従って、重度重複のお子さんの対応も、非常に大きな問題になっています。さらに先ほどから申し述べておりますように、LD・ADHD等、新たな教育的ニーズを必要とするお子さん、すなわち中枢神経系に課題があり、特別な教育的ニーズを必要とするお子さんの存在がだんだん明らかになってきております。このLD・ADHDさらには高機能自閉症のお子さんにつきましては、この最終報告をまとめるに当たり、全国的傾向を把握するため、文部科学省で抽出ではありますが、ほぼ4万人を対象とした全国調査を行いました。その結果、大体6%程度、通常の学級に在籍しているのではないかという調査結果が出ております。この調査につきましては、実は医学的に調査をしたわけではありません。アメリカとかイギリスとか、今までこういった対応が進んでいた国の評価シートをもとにアンケートを作り、学校の先生方に対して、アンケートをさせていただいた結果です。従って、現実的に医学的な診察を行えば、多少は違った結果が出てくるかもしれません。さらに、あるお子さんをお医者さんに見せたところ、「このお子さんはLDですね」と言われた事例を、別のお医者さんのところに行くと、「いや、むしろ高機能自閉症じゃないですか」というように言われるなど、同じお医者さんの中でも見解が分かれるようなことがあります。実際、こういったお子さんを対応しておられるような場合には、複数の要素を併せ持たれた例がかなり多いというふうにお聞きしております。いずれにしても我々教育に携わるものとして考えなければならないのは、まずはお子さんに必要とされている教育的な対応をどうするかということをごさいます、そういった観点から学校の先生に見ていただいたところ、大体6.3%くらい対応を必要とされているお子さんがいらっしゃるというような傾向が出てきたということをごさいます。

このようなLD・ADHD・高機能自閉症というようなお子さんの存在とともに、重度重複障害のあるお子さん、しかも、今までなかなか学校教育に就学できなかったような重い障害のお子さんも、医学の進歩により学校教育を受ける機会がだんだん広がってくるため、学校現場におけるお子さんの障害がどんどん多様化している状況です。さらに、特殊教育で従来対象としてきたお子さんが1.5%として、仮に6.3%という数字がそのまま使えるものとして、6.3%を加えますと、その一つの年齢層で特別支援教育の対象となるお子さんが大体8%近くはいるという状況になっております。以上がお子さんを取り巻く状況でございます。

逆に、教える側の立場からの現状ですが、こうした、より複雑になっているお子さんの状況に比べ、これは前からも指摘されているところではございますが、先生方の専門性がなかなか追いついていかないのではないかと指摘がなされています。一つの指標として、特殊教育免許状がありますが、現状では残念ながら特殊教育諸学校の先生方の半数程度しか持っておられない。これに見るように、少なくとも特殊教育諸学校はもちろん、特殊学級・障害児学級を担当されておられる先生方の専門性、複雑化するお子さんの事情に対応した専門性という部分をもっともっと上げていかなければいけないというのが大きな課題としてあります。しかし、それとともに、複雑化した子どもたちの状況に十分に対応していくために、個々の先生方の努力にも限界がありますので、いろいろな分野の専門家の方に積極的にかかわっていただくということが今後、より必要になっていきます。

こちらの「最終報告のポイント」の「現状認識」の4番目として、「障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し」とありますが、子ども一人一人のニーズ、一人一人の状況を十分に把握して対応を考えていくという教育方法論は、特別支援教育だけに限る話ではなくて、今の教育現場そのものが求められている話でございます。障害の状況が多様化しているという状況を踏まえれば、これはしごく当たり前のことではないかというふうに思いますが、同時に——ここに書いてありますように、「自立や社会参加を支援する」ということが求められています。本来学校に入って、学校の中で勉強して、卒業して終わりというのが、一応、文部科学省のフィールドであるわけですけれども、子どものことを考えてみると、学校の前にも当然生まれてから学校に入るまでの生活があるわけですし、学校を卒業した後の社会参加——自立

というのはなおさら重要になっているという状況でございます。盲・ろう・養護学校の高等部の先生は特に最近の就職事情から痛切にこうした思いを感じておられると思います。というのが、この4番目の後半の主旨でございます。

ポイントの5番目でございますが、これはあちこちから嫌われるんですけども、現実として考えなければならない問題です。現在非常に厳しい財政事情になっていると思います。従って、例えば10年前・20年前だったら、「ここにこれだけ必要なです」と言ったら、「ではその分自動的に人もつけましょう。お金もつけましょう。」というような考え方で成り立ってきたわけでございますが、皆さん方も昨今のいろいろな報道を見れば、国だけではなくて地方も含めて、なかなかそういった事情ではないという雰囲気は肌で味わわれているのではないかと思います。特に近年、例えば20年前とかまったく考えられなかった市町村合併がどんどん構想として上がって、進んでいる。そういった背景としては、やはり地方の財政事情が非常に苦しくなってきた、そうしたところまで追い詰められているという要素もあると思います。国でも地方でも今後新しいことを考えていくためには、まず、既存の資源をどのように活用していくかということから考えなければならないと思っております。

以上の現状認識をもとに特別支援教育の、この最終報告では大きく六つの点を提言させていただいております。まず第1点は、子どもの一人一人の多様なニーズに対応していくための個別的教育支援計画です。すでに、盲・ろう・養護学校の個別の指導計画であるとか、あるいは高等部の移行計画であるとか、いろいろ取り組みはされておられると思います。要はそういった取り組みをできるだけ多くの、教育的ニーズを必要としているお子さんに広げていくとともに、この計画をやはり単に、先生方の目の届く範囲だけやっていくのではなくて、その学校に入る前、学校から卒業した後、そういったところまで結びつけていくような教育支援計画にしていこうというような話です。これはすでに米国等で行われている IEP の考え方を取り入れて提言いただいたものです。なかなか一朝一夕にうまくいかない、特に小中学校では、なかなかそうは言われても、というようなことはあるかと思えます。ただ、私どもの認識としてはむしろ小中学校の方がこういった考え方がより求められるのではないかと考えています。今も多くの特殊学級設置学校では、交流教育を進められておられると思いますけれども、例えば交流教

育先の先生と特殊学級を担任する先生の間でやはり、口頭とか書面で情報の交換をされておられると思います。このようにより多くの方が障害のあるお子さんに関わっていくのに伴い、記述をより体系的に残していくことが必要不可欠ではないかと思っております。こういった積み重ねを、例えば、出生時のお医者さんのケアから学校に上がる段階、あるいは卒業にあたって就職先や施設などにまで広げ、情報を交換して認識を共通にしていく、もちろん情報の管理は十分にやらなければなりません、そういったことをやっていたことによつて、一人一人のお子さんによりあった、より適切な対応ができるようになるのではないかと考えております。これを進めるに当たっては、各教育委員会に委嘱をしているいろいろモデルを考えていただこうとしているところでございます。なかなかすぐに完璧なものではできないと思えますけれども、どんどんその成果をお示しして、改良して、さらに実践していくという経過も含めて、よりうまくいくようになっていくのではないかと考えております。

2番目に、特別支援教育コーディネーターと書いてございます。例えば、障害を持ったお子さんを担当されている個々の先生が、自己的人脈でお医者さんとか、あるいは就職先とか個々に当たっていくのは、なかなか骨の折れることではないかと思えます。こういったことを、学校全体でバックアップしていただく必要があるのではないかと。例えば、先ほど申し上げましたように LD や ADHD 等のお子さんが通常学級にも在籍しているとすると、もはや今までのように特殊学級の先生一人にすべてを任せ、ほかの学級の先生方は、一切、関係ないというような状況では、もはやなくなっているのではないかと考えています。障害のある子どもへの対応を学校として体系的に取り組むために、「特別支援教育コーディネーター」というよう方を一人、学校で決めていただき、この方に学校内での調整はもちろん、福祉医療機関等との関係機関の連絡調整、保護者との窓口、あるいは関連行政機関との連携協力、こういったものを担当していただいてはどうかと考えております。この4月に独立行政法人国立特殊教育総合研究所が、特別支援教育コーディネーター指導者養成研修というのを初めて実施しました。この研修を終ったあとの感想を聞きますと「役に立った」「まだまだこんなものでは」と、いろいろありました。やはり、最初から100%の研修を実施するといつてもむずかしいと思えますので、研究を重ねていつて数年後実施するという形になろうかと思えますが、私どもとし

ではあえて、試行的な形式・内容で研修をやってみて、ご意見・ご批判等があれば、それにしたがってどんどんカリキュラムを充実させていこうというふうになっているところがございます。

以上の2点が、個々の学校でどう変わっていただくべきかということについて、この報告が示された内容でございます。

次の点はむしろ、個々の学校というよりは、個々の学校が変わろうということに対して、どのようにバックアップしていくか。例えばLDとかADHDを専門にされているお医者さんなどの連携強化では、個々の学校の取り組みで、なかなか限界があるかと思えます。また雇用部局との連携や、学校就学前からの取り組み、さらに保護者の皆さんのさまざまなご意見を県・市としてどのようにとらえていくか、こういった広域的な課題のための連携協力の場を作る必要があるのではないかと。このため、「広域特別支援連携協議会」というものを提言しております。ただ、すでに各県とも、部分的にはいろいろな場を設けて連携協力はやっておられるかもしれません。この場合、別に「広域特別支援連携協議会」という名前の組織をおいてくれるという趣旨ではございません。すでにやっておられる連携協力をベースに、盲・ろう・養護学校、あるいは小中学校の先生方がやりやすいようにうまくバックアップして、先生方を支える仕組みにさせていただくということをここで申し上げているところでございます。

以上の3点が、具体的に教育委員会や学校で、今後どういうふうに、運営の在り方、あるいは指導の在り方を見直していただくかという提言でございますが、制度として私どもがいただいた宿題が、大きく三つございます。

一つは、盲・ろう・養護学校から特別支援学校への提言です。今まで、盲学校・ろう学校・養護学校、養護学校も肢体不自由養護学校、知的障害養護学校、病弱養護学校と、大きく五つの学校種に分かれて運営されていたところですが、しかし、例えば、障害の重複化や多様化を考えると、これまでのこのような仕組みの中ではなかなか対応できなくなっている例もあります。例えば、知肢併置校、知的障害の養護学校、あるいは肢体不自由の養護学校の併置校は、既にかかなり多くの県で、普通におかれるようになってきています。こうした障害種にとらわれない学校という現場のニーズに制度が対応しきれていないという状況を踏まえて、その設置を制度上可能にしようということから、盲・ろう・養護学校から特別支援学校という形で学校制度の

一本化を図るという、提言をいただいております。この提言の趣旨はそれだけではございません、小・中学校には、必ずしも障害児に関する専門的なバックグラウンドがある先生がおられない場合もあります。また、LD・ADHDといった新しい分野のお子さんについては、知識経験が十分でないような場合もあります。そういった場合に、小・中学校に対し、教育的支援を行うセンター的な役割を、この新しい特別支援学校に持ってもらいたいと思っております。これが制度的な見直しの2つ目の趣旨です。私どもとしては、むしろこの新しい特別支援学校に対して後者の地域のセンター的な機能を担っていただくということに、大きく期待をしております。

この特別支援学校と並んで、もう一つ大きな制度改革の問題としまして、特殊学級から総合的な体制に変わって欲しいという点があります。今までの特殊学級の多くでは、特殊学級の担任の先生が、その学校の障害のあるお子さんのほとんどのことをやってこられたのではないかと考えています。もちろんうまくいっている学校、校長先生の理解のある学校、あるいは仲間の皆さんが支えてくださるような学校もいっぱいあると思います。ただ、そういった学校全体で支えるという仕組みをより明確にするためには、この特殊学級という制度を学校全体で、障害のあるお子さんを支えるという体制に変えていく必要があるのではないかと、そのためには、この際、特殊学級や通級による指導の制度を、通常の学級に在籍した上で、必要な時間のみ——特別支援教室——これは学級概念というよりは指導の場あるいは指導の形態に近いものでございますが——そういった教室で特別の指導を受ける制度に一本化する必要があるのではないかと、この協力者会議から文部科学省に検討を求められたところでございます。この件につきましては、かなり皆様方から、問い合わせをいただきまして「では今までの特殊学級での指導は全くなくなってしまいうんですね」「今まで特殊学級に在籍しておられた障害のある程度重いお子さん、あるいはかなり綿密に指導してきたお子さんも通常学級の先生にすべて任せてしまいうんですね」というような懸念が寄せられております。しかし、そういう趣旨ではありません。今までも、特殊学級で、例えば週20時間、あるいは週25時間程度指導を受けていたようなお子さんにつきましては、それは大半のお子さんは、それだけの特別な指導を必要とするからその場でそれだけの時間指導してきたわけで、必要な場所で特別な授業を受けるという仕組みはまったく変えるつも

りはございません。従いまして、例えば週20時間、特別な指導が必要なお子さんは、例えば週、あまり多くない時間、通常学級で授業をうけ、そのほかの大半の時間は特別支援教室で授業を受けるというような仕組みになるというふうなことを想定してございます。それと同時に、今まで通常学級で担任の先生が苦勞しながら、一人だけ授業の中でついていけなかった、あるいは、授業の間落ち着きがなく、席に座っていることができなかったLDやADHDのお子さんについても、どうしても取り出して週1～2時間対応をしなければならない場合には、対応していくということ、この特別支援教室において想定しています。この特別支援学校と特別支援教室という話につきましては、現行制度から見直すということになりますと法令の改正も必要になってくる話でございまして、その必要性も含めて、今後行政的にどうしていくのかというものを、今私どものほうで検討させていただいている状況でございまして。

最後に専門性の強化についても国に対して、これもいろいろ提言をいただいております。国立特殊教育総合研究所をもっと充実しろとかいう要請や、久里浜養護学校を自閉症の研究をする学校に転換すべきなどの提言もいただいておりますが、一つ大きな課題といたしまして、専門性の強化というような話の延長線上で、特殊教育学校免許状の見直しの問題があります。実は冒頭にご紹介しました平成13年1月の協力者会議の報告でも、もう少し、特殊教育に携わっておられる先生方の実態に沿うような形に、免許制度自体を見直していく必要があるのではないかとということで、免許状の在り方について検討すべきとの提言をいただいております。13年から、中教審に特殊教員免許ワーキンググループを設けていまして、ずっと議論していただいております。今回の最終報告を踏まえて、どういう免許制度にすべきなのか、こちらにつきましても、ご提言がいただければ、これも教育職員免許法につながる話と考えています。

このように、現場の実践の積み重ねが必要なこと、あるいは制度改革を伴うことについて、その特殊教育、特別支援教育のフィールド全体で、見直していくべきとの「最終報告」のような提言をいただいたところでございます。この4月から全国の各ブロックで関係課長会議、あるいは校長先生のいろいろなご意見を伺ってまいっているところですが、そうした意見を踏まえながら、まず制度改正についてどうしていくべきか、いろいろとご意見があれば、それも参考にしながら制度

を考えていきたいというふうに思っております。

一つ私どもの認識として持っておりますのは、現在の盲・ろう・養護学校や特殊学級の制度だけでは、これだけ変わっている社会の状況に対応していくには、やはり不十分ではないかと、どこかで変えていかなければならない、どこかで変えて行くとすれば、やはり今がその時期なのではないかと思っております。

かなり長い時間しゃべらせていただきましたが、ちょっと時間も延びているところでございますので、取りあえず私のお話はこれまでといたしまして、5分程度、皆様方のご意見もお伺いしながら続けて行きたいと思っております。どうもありがとうございました。

【司会者】

どうもありがとうございました。内藤先生から5分ほど質問時間をいただいておりますので、何かここでご質問のある方は、挙手をお願いいたします。はい。どうぞ。

【女性A】

はじめまして。私は実は、ここでは完全に部外者として、私、自分の個人でやっている塾の塾長なんですけれども、去年の7月からADHDがちょっと疑われる女のお子さんがいらっしやいまして、それをきっかけにして、いろいろこういうことに首を突っ込み始めたのと、教員免許が広大のろう学校のほうなので、その二点のことがあって、ここにこうして居させてもらっております。今のお話を聞かせていただいて、制度を改革してくださると、それはとてもいいことで、とてもありがたいことです。今来ていらっしやる子どもさん1人だけしか見ていなくても、担任の先生の態度が変わることによって、彼女が大変落ち着き勉強が進むようになった。たった一人の子どもさんのことですけれども、ととても大切なことだと思います。ただ、すごく心配なのがそれをいつまでにしてくださるのか。子どもはどんどんどんどん大きくなっていきます。今5年生です。あと2年したら中学になります。もう心配で、お母さんと二人で心配で心配でなりません。中学がいったいどうなっているのか、中学でもその障害児の受け入れがどのようになっているのか、とっても心配なところで、やはり時間というものがとっても大切だと思うんです。そのことをまずできる範囲でお答えいただきたいのと、このお話しごの責任はどちらにあるのか。責任というのを明確にしてほしいんです。大変に障害児教育というのは難しい問題があります。いろいろもめます。そのときに私の責任ではありませんというふうに、言葉が悪いんですけども、

逃げられる方が多いですね。やはり責任者、それか責任の機関というところを、きちっとはっきりとしていただきたいということが一点。あと学校として取り組む場合、ちょっと私は学校とは部外者なんですけれども、特別支援コーディネーターを1名とするとおっしゃったんですが、数的に考えてLDまたはADHDと疑われる子どもさんが6%いるということは、それに人数を数えたら学校全体で6年生までまぜると一学級分いるわけですね。それに一人でコーディネーターの人がいろいろ対応して、親と対応し、校長と対応し、教育委員会と対応したらノイローゼになるんじゃないかと思うんですよ。そこら辺でちょっと1名では少ないんじゃないかなと個人的には思いました。以上です。よろしく願いいたします。

【内藤】

大きく3点あったかと思えます。まず、いつまでにやっていくかという話でございしますが、これは全部いっぺんに——いちどきにできる話ではないと思えます。先ほどお話ししましたように、制度の改正が必要な部分、あるいは実態から対応していただく部分と、大きく二つに分かれております。実態から対応していただく部分につきましては、すでにモデル事業という形で、例えばLD・ADHDのお子さんに対してどういうふうに対応していくかということ各県の実情と体制を踏まえて進めていただいているわけでございます。こうしたモデル事業をどういうふうにして全国化していくかで、つまり、一つ一つの学校で対応できるような状況にしていくかにつきましては、私どもでは一律に全県一斉にという状況ではないと思えます。ただ、一つ考えておりますのは、そういった各県の情報をより広範にお示しすることによって、できるだけ早めに取り組みが進められるようにしたいと思っております。県によっては取り組みがすでに全県レベルに広がっているところもございしますが、それがどこまで深まっているかというようなことについてはこれから調べていかなければならないと思えます。

一方、制度改正のほうですが、例えば盲学校・ろう学校・養護学校という言葉すべて特別支援教育学校という言葉に法令上変えるのであれば、これは当然学校教育法を変えなければいけません。学校教育法だけではないです。おそらく対象になる法律は100を超えらると思えます。こういった法律改正を行う場合は当然ながら国会での審議が必要になります。わたしたちも文部科学省初等中等教育局といたしましては、できるだけ制度的な見直しというものを早めに進めようと思

ますが、もちろん国会に関係することですから、政治状況等いろいろあるわけで、ここでお約束できませんけれども、現時点では事務的な作業がうまく進んで、なおかつ政治的な部分その他の情勢でも何ら障害がなければ、次期通常国会を目指したいというように思っております。

責任の話でございしますが、例えば新しく制度を作る、それを全国的に実施して行くというようなことにつきましては、当然、文部科学省が責任を負うこととございます。ただ、個々のお子さんに対して、どういうようにバックアップしていくかというようなことは、全国一律にやっていける話ではないと思えます。それは個々の県の教育委員会になるのか、市の教育委員会になるのか、その状況に応じて判断していただくということとございます。まさにその地域の実情に応じて、障害のあるお子さんの事情をできるだけ汲んで、考える必要もあります。地域でこうした仕組みを作る段階でいろいろ意見を提供していただければと思えます。

最後にコーディネーターの話でございしますが、まず大前提といたしまして、LDとかADHDのお子さんに対応していただくのは、あくまで個々の先生になります。通常学級に6.3%という調査結果が正しければ、少なくとも一つの学級に二人、あるいは三人と、LDとかADHDの要素を持っているお子さんがいることになります。こうしたお子さんを全部まとめて特別の場で教育をしていくというのは、あまりにも非現実的です。やはり多くのお子さんは通常の学級で担任の先生に対応していただくということになろうかと思えます。もちろんLD・ADHDのうち、取り出し指導が必要なおさんは取り出し、従来特殊学級の対象とされていたお子さんについてもこうした特別の場で指導していくということになろうかと思えます。こういった個々のお子さんへの個々の指導はそのまま個々の先生にさせていただくこととなります。コーディネーターにつきましては、あくまで学校全体のコーディネートをしていただくということを求めているわけで、個々の指導を直接当たっていくということを想定しているわけではございません。ただ、それでもコーディネーター1人では対応できない、むしろコーディネーターズ、コーディネーターチームというような形で対応したいという意見がでてきた場合は、それはその県や市や学校の判断ではないかと思えます。一つだけ懸念しますのは、仮にコーディネーターズとした場合に、コーディネーター間の連携がうまくいかなければ、やはりもとの姿に戻ってしまうのではないかとということで

す。一人としたのは、このように学校全体で対応していくという体制を明確にするため、要するにサッカーでいう司令塔ですね。そういった役割をしていただくような先生がやはり必要なのではないかということからのものでして、繰り返しますが、一人でLD・ADHDなどの業務を全部やれというようなことを言っているわけではございません。

【司会者】

もう一人だけどなたかご意見なり、ご質問なりございますでしょうか？

【三浦】

広島盲学校の三浦と申します。今日はいろいろ勉強させていただきました。一つお聞きしたいのは、これだけ大きく変革をしていく際に、モデルとなる国とか、モデルとなる地域というのがあって、そのモデルを一つの参考、またはたたき台というか、そういう形で進んでいくという形であるのか。もしそうであるのであれば、そこでの成果とか課題等の情報があれば教えていただければありがたいと思います。

【内藤】

私どものモデル事業は全都道府県においてやっていただいております。特別支援教育には個々の学校の取り組みや、それぞれの地域の実情も考慮する必要があると思います。従って、一つの学校の、あの地域でのやり方が非常にうまくいっているから、これを全国的に広げなければならないということには、なかなかなりにくいのではないかと思います。ただ、県ごとにはいろいろと考えていただいているし、各県から、うちの仕組みはこうだというような情報もいただいているところでございます。例えば、知肢併置校なども県によってはもうかなり進んでいるようなケースもありますし、県によってはぎりぎり迫られたときに考えるというところもあって、行政の認識の違いというのも一つ大きいと思います。

また、例えば個別の教育支援計画にどのような内容をもりこんでいくか、広域的な連携体制をどうしていくか、あるいは校内のコーディネーターを中心とした校内の組織をどういうふうに運営していくか。これは全国一律にこういうようなことでやれとあって、右から左へ動かせる話ではないと思いますが、先生がおっしゃったように、情報の提供は必要だと思っております。今、各県で一生懸命——広島県教育も含めてですけれども——いろいろ実践をしていただいております。実際に、そういった実践にご協力いただいている学校の皆様も、ここにおいでになっているかもしれま

せん。そういった情報をぜひ、早急にまとめまして皆様方にできるだけご提示し、今後の参考にしていただきたいというふうに思っております。

特別支援教育の在り方につきましても、いろいろご意見等ございましたら私のほうへお寄せいただければと思います。今日はどうもありがとうございました。

【司会者】

内藤さま、ありがとうございました。では次に、広島大学大学院教育学研究科障害児教育学講座の落合俊郎よりお話をいただきます。

【落合】

ただいまご紹介にあずかりました広島大学大学院教育学研究科の落合と申します。よろしくお願ひいたします。ただいま内藤企画官の方から今後の特別支援教育の在り方についてお話をいただきました。今後の特別支援教育の在り方、最終報告の意味についてお話しをしていきたいと思ひます。これは私自身の解釈ですから、読み過ぎかもしれませんのでいろいろ余計なことかもしれません。国際状況や財政状況、あまり今まで教育の現場で言われなかったことをあえてお話しします。きっと嫌われるだろうなと思ひながらお話しをしていきたいというふうに思ひます。

まず、この最終報告書、ご覧になっていらっしゃる方々もいると思うんですけども、今までの報告書と非常に違っている点にお気づきと思ひます。例えば新たなシステム作りや制度を再構築という言葉が出てきます。新たな、そして大きなチャレンジという言葉が出てきます。こういう報告書の中で、檄文のような内容というのはかなり珍しいのではないと思ひます。そして、行政、学校、地域社会における意識改革、さらにチャレンジがなければ成果もない。教育にかかわるもの全員が協力して障害のある子どもに対する教育の姿を切り開いていくという、ことばが最初のところに書いております。障害児教育のことを常にあまり気にしていない方々にとっては、何でこんなに文科省がチャレンジしなくてはいけないとか、こういう檄文のような報告書が出るんだろうか、そういうことに違和感を持っている方々もいらっしゃるかもしれません。私なりに解釈して説明してみたいと思ひます。

一つは、財政問題と教育改革。ここは一番嫌われるところでもあります。去年あたりから、日本は世界でもっとも高齢者が多い国になってしまいました。それから財政赤字。これは太平洋戦争直前よりも高い財政債務を抱えております。国際比較をしますと、イタリアやドイツよりも高い状況にあります。財政再建を強行し

たサッチャーリズムと、特殊教育改革という事をお話ししていきたいと思います。実は私、1978年・1979年に大学院生としてサッチャーリズムのときにイギリスに留学しております。そのときに、目の当たりにサッチャーリズムを経験しております。それから1985年から1986年に、またイギリスに行きました。そのときにちょうど大学再建の大嵐が吹いていたときでありました。障害児教育の中ではウォーノック報告は特別な意見があります。障害児教育が治療教育的なことだけ中心であった時代から、教育学的、あるいは社会的な側面を持った方向へ変換した非常に大きな意味のあるものというふうに言われております。しかし、実はこのウォーノック報告とは、1978年、サッチャーリズムが始まる直前。つまりサッチャー首相が教育科学省の大臣であったときにこの報告を作ったわけです。ですから、私はこのウォーノック報告と今回の特別支援教育の最終報告を比較してみたいと思います。一つは、ウォーノック報告の中にある障害カテゴリの見直しということです。障害の法的なカテゴリをなくしてスペシャルエデュケーションニーズという考え方を提起しています。子どもに対しては特定の障害を認定しないで、教育的に何が必要かという観点で対応していくという、そういうことですね。それから、就学前教育の促進と推進。それから Named person。これはイギリスもかなり障害に対してスティグマ——烙印付けといいますか——日本で言いますと恥の概念と似ているのですが、そういうものが非常に強いために、保護者が指定できる仲介人——後見人制度を提案しております。それから、インテグレーション、さまざまなインテグレーションスタイルの提言をしています。最終報告書の中ではこういう言葉は出ていませんけれども、しかし方法論的には、例えば必要な援助を受けながら全時間を通常の学級で学習する方式。通常学級で学習するが、一部の授業は特殊学級、特別教育ユニットで学習する方法。それか特殊学級で、あるいはユニットで学習するけれど、一部の時間は通常学級で学習する。これは通級指導教室に似ているわけですが。更に、全時間を特殊学級ユニットで学習する方法。こういうことが1978年に提言されております。さらに、今回の特別支援教育の在り方では6%~8%くらいの子どもたちに障害があるという提言なわけですが、ウォーノック報告では約20%の児童・生徒に特別な教育的なニーズがあるというふうに推定しております。それから、義務教育終了後の教育の継続。これは今回の最終報告書の中では、個別の移行計画とか移行教育

計画、特殊教育諸学校の特殊教育センター化、リソースセンター化というのが出ております。

それから、教員の専門性についてです。これは日本の大学という専攻科と認定講習による教師の再教育。つまり、新たな考え方でいろんなことが始まるわけですから、発想の転換が行われる必要性を述べています。それから、すべての教員養成学生への特殊教育分野の単位の義務というのがあげられております。LDやADHDなどの子どもが一つの学級に二人、あるいは三人いても不思議ではないというふうに企画官のほうからお話しがあったわけですが、そうすると小学校、中学校、高校のすべての教員がその子どもたちの事を知っておく必要があるわけです。すべての教員養成、教員を目指す学生に対して、障害児教育の情報をいれておく。そういうことが提言されております。

それからアセスメントの段階的実施。これも5段階に分かれております。第1段階は学校の力量範囲内で教育可能かどうか検討するという事です。第2段階は専門的指導力を持つ校内の教師または地方委員会から派遣されるアドバイスをを行う教師との協議を経て校長と教員が対策を決定。この辺あたりがきつと校内のコーディネーターの役割かもしれません。それから第3段階、第4段階、第5段階と徐々に遡るにつれて、いわゆる障害児教育の方面の色が濃くなっていくという、こういう方法を提案しているわけです。

それから、これも障害児教育を担当している方々には耳の痛い話ですが、イングランド・ウェールズ・スコットランドで行われていた特殊学校と特殊学級の教員に支給されていた特別手当を廃止することを提案しています。こういうことが出ております。

イングランド・ウェールズにおいて盲・ろう・難聴の児童・生徒に、いろいろ教科について、特殊教育の免許が必要ではないという法律があったんですけども、それを改正して免許をとるようという提案しております。さらに、またインテグレーションという考え方が出てきております。これも財政との関係で我われはあまり議論していないんですけども、財政再建と連動したアメリカのインクルージョン教育というものが提案されております。そしてスローガンが「チャリティーからストラテジーへ」つまり障害児教育を慈善から戦略へやっけて行くんだという政策へ変換したわけです。

特殊教育を振り返ってみますといろんなことが言われております。特殊教育の在籍率の変化を見ますと、先ほど企画官からご説明があったようにちょうど平成

5年ごろから在籍率が上がってきております。これは三つの原因があります。一つは、それまでは国の制度ではなかった通級指導教室制度が国の制度になったということ。それから、その数年あとから障害児学級と盲・ろう・養護学級に在籍する子どもたちの割合が上がってきたということがあります。しかし、丸印は長期欠席児童で、1年間に50日以上休んだ子どもの割合ですけれども、ちょうど平成8年あたりから、特殊教育制度に在籍している子どもの割合よりも上回ってきております。ですから、文部科学省の目玉として、一つは特別支援教育の在り方の問題、もう一つは不登校の問題というのが、いわゆる義務教育をめぐる二つの大きな課題であると思います。

特殊教育の目的の中に、手厚い教育というのがあります。子どもの一人当たりの教育コストは、かなり大きくなっております。普通の小学校、中学校の子ども一人当たりのコストの11倍かかっています。重度の障害のある子どもたちも学校教育の中に就学して、多分、障害が原因で学校教育の中から就学猶予を免除されているのは百数十人ではないかと思えます。学校教育終了したあと、いわゆる特殊教育終了後の課題についてですが、これは先ほどのコスト増とういうのをどう評価するのがあるかと思えます。障害児教育の成果をどう評価するのかというのは非常に難しいと思えます。成績アップなのか、それとも本人あるいは保護者の満足度なのか、それとも就職率なのか。何を指標にしたらいいかかわからないんですけれども、就職率ということを見てみますと、児童生徒福祉施設・医療施設あるいは小規模作業所等に学校教育が終わった後に行く子どもたちの数、就職者の数を比較してみます。こういうふうに見ますと、97年あたりから、いろんな施設に行く子どもたちの割合が増えてきております。就職者の割合も減っております。昨今のように一般の失業率も非常に高くなっている時代に、これは当然という話もあるかもしれません。しかし、1984年から85年にかけてすごく景気のいいときも結構施設に行く子どもたちの割合が増えてきたわけです。ですから、ノーマライゼーションということが最近出てきておりますけれども、ノーマライゼーションということを我われが本当に理解していたのかどうか。これは国際障害者年でもノーマライゼーションという言葉が出てきました。障害のある子どもたちに一番良い生活っていうのは、高度経済成長時代には、施設に入って安心した生活をするのも、これも一つの方法じゃないかという考えもあったような状況が読み取れるわけです。しかし、こ

ういう形になっていきますと、現在ノーマライゼーションというのが、障害児だけでなく高齢者に対しても言われてきております。介護保険制度が成立した後、高齢者に対してどういうことが起きたかといいますと、点数制になりましたから「うちのおじいちゃん、おばあちゃん、点数からすると施設にいけるよ。じゃあ行かせようか」というそういうことが増えるという事もあります。新しい産業として、高齢者用の施設が増えてきていると。ノーマライゼーションというのは障害児者、あるいは高齢者の立場から何が必要なのかというところを考えるとところがひょっとすると欠けていたんじゃないか。これは障害児教育終了後の状況からわかるんじゃないかと思えます。先ほどいいましたように、日本は人類が経験していないような高齢化社会に入りつつあります。ノーマライゼーションということ、今の子どもたちが理解していないと、我われがどンドンどンドン施設に送られる可能性がある。あそこの施設ほうが立派だからそのほうがいいじゃないかという、そういう考え方も出てくる可能性があるわけです。ソーシャルインクルージョンという言葉が出ています。これは英国から、少子高齢化時代への準備です。つまり国家がすべて20%・30%の高齢者に対して、いろいろ対策をするということは困難になる。そうするとお互いに助け合うそういう仕組みを作ろうという考え方が英国から提起されております。そして実際、厚生労働省でもソーシャルインクルージョンという議論が開始されております。

国際的な障害児教育の流れを見ますと、1960年代。これは障害を病理学的なモデルとして考える時代でした。病理学的なパラダイムで障害児教育を考えていた時代です。その後、1980年代から、Special Educational Needs 教育学的なパラダイムに変わってきました。これは保護者の権利、ノーマライゼーション、あるいはインテグレーション、早期教育の重要性、障害児と非障害児は二つに完全に分かれるものではなくて連続しているんだという考え方です。このへんのところはLD、ADHDあるいは高機能自閉症の子どもたちを見るときになぜけるわけですけども……。それから保護者の権利。これは保護者の立場から見ると、そうそうとうなずくんですけども、ただ行政者の立場から見ると「保護者の権利と義務」という言葉がついてくるわけです。今回の最終報告書を見ますと、今までの報告書よりも保護者という言葉が非常に多いです。それからNPO法人。つまり保護者が独自に、自分たちが意識を持って動きながらいろんなNPO法人を作り上

げていくという、そういう態度を培っていかないと、これからの障害児教育は成り立たないということを物語っているのかもしれませんが。90年代になりますと、システムアプローチの時代、つまり社会学的なパラダイムで障害児を見ようという、こういう流れが出てきております。その背景には、赤字財政の解消、それからアカンタビリティ——説明責任とか会計責任とかいわれていることですが、それから効率性、効率性といわれますと、障害児教育の先生方からはしかられます。しかし、効率性というのは安上がりという意味ではないんです。ちゃんと積み重なっていくのかどうか。例えば1年間に1千万円近いお金をかけている。それがきちんと積み重なっていつているのかどうか。その辺のところは問われているのだと思います。それから、パートナーシップの重視。いくつかの組織がいつばいできました。しかし、それも連携が悪ければ、本当にお互い足を引っ張り合うということもあります。システムアプローチを考えていく時代になってきたわけです。当然ながら、病理学的なパラダイムで考えなくてはならない人もいます。重度重複障害児という子どもたちは、やはり病理学的パラダイムで考えたほうが分かりやすい。それからLDといわれている子どもたちを考えると、教育学的なパラダイムで見たほうが納得しやすいとか、障害がある人々の一生というQOLを考えた場合には、障害児教育ということを社会学的なパラダイムで見たほうがいいのではないかと思います。三つのパラダイムから、これからの障害児教育を考えていかなければならないなと思います。

障害児教育の歴史的变化をみると、その底辺にながれているのは、「チャリティーからストラテジー」「慈善から戦略」です。ですからこの辺のところを日本でもこれから問われていくのではないかと思います。

パラダイムの変換。私自身の解釈では、この特別支援教育の在り方の最終報告は、2～30年の歴史的パラダイムの変化を一気に縮小してやろうという意図を感じずるわけです。ですから、いくつかの発想の変換をしないと特殊教育から特別支援教育へ動けないことがあるのではないかと。つまり、今までの障害児教育というのは、特殊教育は障害、病理学的なパラダイムが主流だったと思います。重度重複障害児、あるいは重症心身障害児が最重度であって、医学的ケアがもっとも必要であるという、これが特殊教育のスタンスでした。ですから重度重複障害児に対しては一番経験の豊富な人とか、免許も修士号も持っている人とか、そういう人々を当てようというそういう流れだったと思いま

す。しかし、教育的パラダイムになってきますと集団授業の中で、軽度の障害児をどう取り込むのか。このことに対する困難を克服するためどのようにチャレンジをしていくのか。これは特別支援教育の在り方の最初のところで、重度重複障害児にもいろいろやんなきゃいけない、軽度の子どもたちにもいろいろやんなきゃいけない、そういう言葉があるわけですが、非常に大きな発想の転換をどうするのか、二つを両方やるためにはどうしたらいいのかという、大きな宿題があるんじゃないかと思えます。

それから、諸外国における盲・ろう・養護学校の役割ですが、これはやはり教員の役割を、ティーチャーからエデュケーターにしています。これは特別支援教育コーディネーターの中で謳われているとおりで、特殊教育教員の専門性の変化。治療教育的な技術とコーディネーター技術。これはワークショップ技術だとか、人を納得させる技術だとか、皆をまとめる技術だとか、いろいろ苦情を取り入れて、それをうまくまとめていくようなそういうコーディネーター技術が必要だと思います。特別支援学校の中では、学校部門とリソース部門。これは巡回指導と現職教育センター的部分ですね。ですから障害児教育のマルチカテゴリ化があります。当面、盲・ろう・養護学校に、分かれておりますので、これが広島県で現在行われておりますけれども、総合型の養護学校をどう作るのか。それが完成したあとに特別支援学校という、そういう歴史的な変換をたどるのではないかなと思います。

それから、ただ懸念することが一つあります。というのは、イギリスでも1993年ごろから同じような動きがあります。しかし、イギリスの場合は日本と比較すると人口当たりほぼ3倍の盲・ろう・養護学校の数があります。イギリスでも盲・ろう・養護学校をリソースセンター化しようという動きは出ていますけれども、日本の場合十分な数があるかどうかというのが一つ、問題であると思います。それから、特別支援学教室というのはどういうものかということなんですが、これはスクールクリニックというものがすでにデンマークにあります。一つの教室の中に、さまざまな障害児が使える設備がある。現在の障害児学級や通級指導教室というのは障害ごとに分かれております。ですから障害に即したような設備がありますけれども、そういう状況ではなくて、いろんな子どもたちが使えるような設備が一つのクラスの中にある教室です。それから軽度障害児についてアメリカの論理を紹介してお

きます。軽度の障害児の基礎的な学力の向上を破棄すると、さまざまな社会的な犯罪の被害者になる可能性が高くなり、初期からいろんな教育を行うということが、最終的には経済的には合理的なんだという、そういう考え方が出てきております。韓国の動向を紹介します。これは、1994年に改訂特殊教育振興法というのでできました。その中で出てきた内容は、特殊学級に在籍する児童・生徒は原則的には通常の学級に籍をおいて、時間を区切って特殊学級で学習する子どもと全日制の特殊学級に在籍する子どもがいる制度です。これは日本の自校通級と類似した制度と盲・ろう・養護学校から巡回教師制度、こういうものが出てきております。そして、幼稚園、小学校、中学校、高校にも特殊学級があります。日本でも高校に障害児学級あるいはリソースルーム、通級指導教室を作るかどうかということになると思うんですけども、法律的には高校に障害児学級があってもよいことになっています。しかし、現在私が聞くところによると日本には公立高校には設けられておりません。

日本の特殊教育とOECDのデータを比較して見ますといくつか考えさせられるものがあります。日本では障害児教育制度に在籍する児童・生徒の割合が約1.5%ですけれども、これはOECDの国の中では、オーストラリアについて低い割合値を示しております。アメリカは約12%です。何が理由でこういう格差がおきたのかは、いろいろこれから考えるべきであると思いますし、日本がこれから8%ということを目指すと、海外の障害児教育の制度を日本流にいろいろしなければならぬという作業があるのではないかと思います。

障害児学校の状況について、国際比較をしてみたいと思います。オーストラリアは教師一人に対して大体6.3名の子どもを持っております。デンマーク2、ドイツ6、アイスランド1.3、イギリスは8.1、アメリカは7です。大人と子どもの比率も出しています。大人としてはいろんな職種の人があります。OECDの定義では大体教師の給料を3分の1から3分の2くらいの給料で働いている人を全部含めるといふふう書いてあります。オーストラリアは3.1、デンマークが1、アイスランドが1、そのほかは2.5とか5.7となっております。日本の場合を見ますと、これもどういう風に計算したらいいのかわかりません。大体、教諭、助教諭だけを集めますと、割合としては1.82です。そして全体、本務、それから兼務者をあわせると1.52という、数値が出てきます。先ほどのデータと比較しま

すと、日本よりも、一人の大人が子どもを担当している割合が少ないのはデンマークとアイスランドだけということになります。

さらに、日本の場合の障害児教育は重度重複が多いから、変わる必要はないんだというそういう意見も出てきております。しかし、アメリカの盲・ろう・養護学校に行っている子どもの割合は、日本とほぼ同じです。多分、アメリカで言われる重複障害児と日本でイメージする重複障害児というのはほぼ同じじゃないかなと思います。アメリカの場合、重複障害児のうちいわゆる盲・ろう・養護学校に在籍している重複障害児の割合というのは約28%。それから、特殊学級での在籍が51%。リソースルームに11%。通常の学級には約9%というこういうデータもあります。ですから、一概に日本の盲・ろう・養護学校は重複障害児が多いから、変化する必要がないという事は言えないのではないかと思います。

韓国からのヒントが一つあります。先ほどフロアから当面どこの国っていうふうにお話しがあったんですけども、私は個人的にはまず当面は韓国ではないかと思っております。重度・重複障害児の就学や教師一人当たりの担当する子どもの数の多さなど、課題はあると思うのですが、特殊学校による巡回学級による支援というのがすでに行われております。学生数が1200名。韓国は日本の人口半分くらいですので日本人にも当てはめると、この2倍くらいの子どもたちに対応していると思うんですけども。高等学校でも支援しています。それから、特殊学級。これも先ほど企画官のほうから時間を区切っていろいろやる話が出ましたけれども、全日制の学級、これは多分いわゆる日本でやる特殊学級と同じだと思います。それから時間制というのは時間を区切って対応する方法が、幼稚園、小学校、中学校、高校ですすでに行われております。現在、通常の学級の課題というのがいろいろあるわけですけども、今回の特別支援教育というのは障害児教育の問題だけではなくて、通常教育の問題も一気に解決するという、ある意味では教育改革的な要素があると思います。今までいじめだとか、不登校、学級崩壊、校内暴力ということだけ言われておりました。10月に出了た中間報告の中で、知的遅れがなくて、学習面や行動面に困難性を持つ児童・生徒。これが6.3%もいるという結果が報告されています。一つのクラスに二人や三人いてもおかしくないという、そういうことが言われております。これを実行するとかなり今までのカテゴリといえますかパラダイム、治療教育的なパラ

ダイムから教育的なパラダイムへ大きく変わらないと、これは実行できないのではないかなと思います。6.3%というデーターは担任からの意見でありますけれども、文科省は4年に1回くらい児童・生徒の意識調査をしています。1998年の調査で、授業がほとんどわからない、わからないことが多いという子どもたちが、中学校になりますと20%くらいになってしまいます。その子どもたちにもどういふふうにいるんな対応をしていくのかということ、やはり考えていかなければならないという課題があると思います。

特別支援教育は治療教育的なスキルと組織論的な戦略というのが必要だというふうに思います。特別支援学校がいろんな支援協力をを行う。そして、福祉・医療・大学等、いろいろ連携しながら子どもたちを助けていくという、こういう総力戦といいますか、そういうメッセージが最終報告にはあるのではないかなというふうに思います。広域特別支援連携協議会。すでに厚生労働省下で行われております障害児者地域支援事業の中のモデルとかなり似ております。厚生労働省下の制度にもコーディネーターという職種の方がいるわけですが、その厚生省下にあるものと、文科省下にあるものとの役割分担も考えていかなければならないなと思います。

日本は制度をなかなか変えようとしにくい事が多いのですが、これ「エコノミスト」で「sadness of Japan」というものが出ております。なかなか日本は変わらない。先ほど韓国の状況を示しましたが、1994年から変化しております。日本もやっぱり動かなきゃならないんじゃないかなと思います。障害児教育は約1.5%という非常に少ない子どもたちを対象とした分野でわれわれは働いております。しかし、我われが制度を変えたり、組織的な新しいチャレンジができるということを見せることによって、制度の変革に対する問題提起ができるんじゃないかなというふうに思います。ご清聴ありがとうございました。

【司会者】

落合先生ありがとうございました。次に、広島大学大学院教育学研究の林先生にお話を頂きます。

<テープ1終了>

<テープ2>

【林】

中で、どうやって実際に教育を進めていくことができるんだろうかと。中身はわかりません。でも、そういうことをキーパーソンがその場を学校というところに求めていこうとすると、それを学校をあげてどう取

り組んでいくのかということが、これから大変重要なことになるのではないかなと思います。この3名という形で私のところへ話が来たとき、私が応えることができるのであれば、学校経営学、教育経営学ということに専門にしておりますので、学校の中で、どういう人と人とのかかわりが必要なのかということではないでしょうか。今は教育改革の流れの中で、学校経営では自主的、自律的な学校経営ということが言われます。その在り方というのは、組織マネジメントというふうなことで言われています。小・中・高等学校勤務の方、それから盲・ろう・養護学校の勤務の方も、今年から学校評価システムが動き始めました。あるいは人事評価で、自己申告による動きが動き始めました。それぞれ状況が進んできています。それを学校をあげてどういふふうに取り組んでいくのか。教育の質の向上をどう果たしていくのか。またそれを進めてアカンタビリティというものにどう取り組んでいくのか。そういう一連の流れの中で教育改革が進んできているというような状況です。そういう観点で学んできたものということで、私が話ができるのかなというふうに気持ちを切り替えて、一生懸命その報告書にながしの、あるいは中間まとめとか、それから21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議の最終報告とか、文科省のホームページからダウンロードして、それから最終報告については、いただいて勉強をはじめました。私も言うことは同じだなというふうに思いました。それが、資料でお配りしている1ページから4ページのものであります。

時間もありませんので、言いたいことを言おうとすると1ページで終わってもいいと思います。2ページのところはちょっと問題かなと思うんですけども、小学校中学校における特別支援教育体制の確立をめぐってということで、私がこれまで学んできた知見から、2点ほど、前提と特別支援教育コーディネーターへの期待ということで整理をしました。一応時間的には15分位我慢できますよね。トイレ、私もちょっと危ないかなと思いつつといるんですけども、自由に出入りしてください。それでは進めたいと思います。

専門について言いましたけれども、「納豆大好き」ということが私の言いたいことです。その話がどこまで、どういふふうにつながっていくのかということには聞き漏らさないようにしていただけたら、私は非常に満足して、今日ゆっくり眠ることができると思います。大事にしてきた視点というのを二つお伝えしようと思

うのです。一つは、組織的活動の推進における経営の必要性の理解を共有すること。なぜ経営ということが大事にされなきゃいけないのか。経営と聞くと拒否反応があるというふうに聞かされるのですけれども、誰もが組織的な活動を進めていくためには、学校が目指すところを。その教育を通じて、どう提供しようとしているのかということについて思いをいたさなくてはいけない。自分の守備範囲だけをやっているということではなくて、自分がやっていることがどういうことにつながっているのか。学校の目指している目標にどうつながっているのかということが意識されなきゃいけないと思うのです。それをすすめていくということにおいて、計画し、実施し、それを評価して、改善して次の計画に役立てていくということです。いろんな個々の教育活動そのものを考えていただいても、そういう活動は必ずやっています。それを学校組織としてどういうふうに取り組んでいくのか。

学生なんかに学校経営学という授業をすると「校長や教頭がする仕事の話?」「お金の話?」よく言われます。そうじゃなくて、組織を通して、組織としてどういうふうに教育活動を展開していくのか。そのために必要なのが経営という概念ですよと言っています。単にリーダーのみが知っておくということではなくて、自分の仕事が学校全体とどう結びつくのかということを知っておかなければならない。では、なぜそれが必要となってくるのか。

それを二点あげておきました。一つは、資源有限の認識の共有です。限られた期間の中、限られた時間の中で、限られた人・物・金という資源、情報というものを組み合わせて、いかに初期の目的を達成していくのか、そういうことが必要となっているということですね。もちろん学校経営っていう中では、私は与えられた条件として、人がもう一人二人、小学校であれば三人おれば小学校はもっと楽になると。一人でもいいから替わりがいれば、もっと楽にまわるというふうに思われるけれども、これは条例で定数が決まりますので、その中でやっつけていかなければならない。それから、施設・設備、その施設・設備というのもっと良ければできるのだけれども。危険な部分というのは何とかしなきゃいけないのですけれども、その中でやっつけていかなければならない。あきらめてしまうという状況にあったら困ると思うので、このごろはそういう限られた支援なんだけれども、それは学校の努力でどうにもならないところは行政——設置者管理主義、負担主義ということが原則ですから、そこへ声を上げていか

ないといけない。そういうふうに言いますから、行政の方々がいらっしゃるところではちょっと嫌われるようになってきました。でも、そういう思いで学校経営っていうのを考えてみたいなど。資源は有限なんだ。その中でどう工夫をしていくのか。学校の中でできることっていうものは、学校として具体的に動いていかないといけないんじゃないかという理解の仕方です。

経営というのはどうでもいいのかっていうと、私は三つの視点を、経営の取り組みということでもいつも言っています。一つは効果的、もう一つは合理的、そして人間的ということで常に言っているところです。特に人間的。組織そのものが人をよりよい人に育てていく。そういう組織が、教育の組織だと思います。もう一つは、人を人と認めるということ。つまり、教育活動の基盤というものを人間的という言葉に持たせたいなと思っています。一人一人の子どもが大事にされること。その子どもに一般的な教育という目標と、その子どものニーズに応じて教育を提供していくっていう、そういう教職員の在り方が非常に大事なのではないかなというふうに考えているところです。

もう一点大事にしたいのが、二つ目のところです。「私たちの地域の、私たちの学校の、私たちの子どもたち」への肯定的な関心から出発すること。人や物や金というのは限られているから何もできないということではなくて、その限られた中で、どういうふうに活かしていくのか。それを最大限活用——人の活用っていうのは、あまり好きな言い方じゃありませんけれども。それを活かして学校の目指す方向というものを追及していくのか。そういうふうに見ていくということが大事なのではないかなと。子どもが、こんな子どもでなかったら、もっと楽なのにというのではなくって、この子どもにできることはどういったことなのだろうか。そこから出発していく。肯定的な関心を持って出発していく。これをなくしてはいけないんじゃないかというふうに思っています。それは地域、あるいは学校、その子どもたち、それぞれがいろんな違いを持っているわけですから、そこをまず出発点にしなればいけないだろうと。そういう面では、今日の特別支援教育という、その中で上がってきています。個別の教育支援計画ということが、特に取り上げられてきます。それは障害のあるお子さんに限ったことではなくて、学校として、そういう視点で取り組んでいくということになるんじゃないかなと思うところです。

そのためにも学校の持つ条件性に注目してと言いました。人の条件や物的な施設・設備の条件、財的な条

件、そういうものは学校によってそれぞれ違っているだろうと。そこの中の条件に合わせて、現実っていうものがどうであるのか。そして学校が組織としてどういう教育活動を提供していこうとするのか。そのところを、現実の「ある姿」を踏まえて、「あるべき姿」というのに向けて教育活動を進めていくということもあると思いますが、一足飛びにそこまでいきません。「あるべき姿」はわかっているけれども、現状からすぐにそこにいくということにはいかないだろうと。それを私自身は、ステップバイステップで「あり得る姿」として現状を「あるべき姿」に近づけていくために、どういうステップを取っていくのかということを強調してお話しをしています。学校評価システムということに去年、一昨年と関わってきたものですから、その中でも強調させていただきました。中期の経営目標という関係と短期の経営目標という関係、現状というものを踏まえた上でそれを考えていく。「現状のある姿」それから、中期の経営目標っていうのは3年程度っていう言葉で示させていただいておりますけれども、それも「あるべき姿」として3年程度でどこまで到達するのか。それを年度毎で、短期の経営目標でどこまで到達していこうとするのか。それを「あり得る姿」というような形で押さえていただけたらいいのかなと思っております。

そういうことを考えて、そういうアプローチをとっていくということが非常に大事ではないかと考えています。その二つのことをあわせると、一人一人のメンバーが自分の役割を組織全体の中でながめ、位置づけ、自己の持ち味・専門性等を組織全体の方向性と一致させていくという組織人・経営人として行動していることというのが非常に求められているのではないかなと思うところです。障害児の教育に当たって、例えば小学校、中学校という現場の中で働いていらっしゃる方にとってみれば、どういう状況に今おかれているのかなと。非常に大変つらい思っているのか、それとも学校の中で他の教職員と協同して働いていくことができ、自分の苦勞もわかってくださる人が多くいて、その苦勞を苦勞と思わないでいるのか。子どもとの付き合いとか、子どもとの教育に当たって、非常に私は満足しているんだけど、これは体もえらいこともあるけれども、でも学校の中で自分の仕事っていうのは、非常に認められていなくてつらい思いをしているという。どっちですか？皆さんは元気で働いておられますか？何かそのニヤニヤニヤとしたのが不安な感じがありますが……。

私はその中で納豆でなければいけないという話をこれからします。教職員一人一人を大豆にたとえるのは非常に申し訳ないのですけれども、大豆を三態あげておきました。国産丸大豆とかよくいっています。どこの産でも良いのですけれども、力のあるおいしい豆を教職員一人一人にたとえてみてください。虫が食ってたとか何とかいうのではなくて、中身は指導力不足と…とかなんとかいって、細かな…それはおいてください。私は広島県の教師というのは、一人一人が力のある、指導力のある教師であってほしいというふうに思っておりますので、そこを前提に話をしますが…。その人たちが2月…いつでしたっけ？節分のとき豆をまく。炒り豆状の。あれ、なんぼくらい食べられます？昔は、子どものころはたくさん食べたかったでしょう？もうそろそろ、そんなにたくさんいらぬ時期になってきたかも知れないですけども。豆を好きか嫌いかは別として、食べておいしいものを想像してください。その炒り豆をほっとこういう机の上に置いたとき、その豆はどうなるか。ばらばらばらと転がっていくだろうなという話です。教職員一人一人がばらばらと転がっていくようなところで、仕事をするとな非常につらい。それが一つですね。

それからもう一つ、豆腐です。豆腐っていうのは…今日、冷ややつこを連想した人います？豆腐。豆腐は学校全体として一つの中身あるものだ、学校を象徴するものだと考えてみてください。豆腐は大豆を搾って、豆乳から作りますよね。学校全体として見栄えは良いんだけど、教職員一人一人が搾り取られた状態だと考えると…。おからは私も好きですけども、どうでしょうね？疲れ切りますよね。でしょう？だから、10月ごろになったら「私かわりたい」と言ってから異動の希望が出るというようになりかねないですよ。そういうふうな状況の中でいくと、教職員それぞれというのは、自分がつらいだけですから、それがどこに響いてくるかということ、やはり教育という、子どもというところに響いてくるというふうに私は思います。そうじゃなくて、私は納豆っていうのかなって思うんです。納豆食べますか？広島県人は納豆食わんという、山口県人の先生を知っているんですけども。食べますよね。247回混ぜてください。匂いも何もかもなくなるそうです。ほんまにやると、ぐじゃぐじゃになりますからやらんほうが良いと思っております。何が良いかという納豆の糸です。糸。あれは良質たんぱく質ですよ。糸でつながっているという。一粒一粒に力があって、糸でつながっているという状態が

学校経営で、私は理想とする姿だろうと思っています。その大豆一粒一粒、本当に腐っていると糸を引きません。納豆は発酵しているんですから。その一粒一粒に教職員一人一人がなって、ばらばらでない糸でつながっているという状態が理想的なんじゃないかなって思うんですね。いろいろな出汁が、出汁じょうゆがいいかもしれない。ねぎもいいかもしれないし、おかかもいいかもしれないし、いろんなものを組み合わせて、いろんな味を出していく。ハーモニーを出していく。醸し出していくっていうことを全員の先生方が考えていけないんじゃないかなと思うんですね。そういう意味で、私は「納豆大好き」ということをここであげておきたい。

予定した15分がきました。ここで終わってもいいんですが、ここで終わると私自身に悔いが残ります。後5分ください。そして2枚目にいってください。職員一人一人が納豆で、一粒であるということを言いましたけれども、その納豆の一粒にこれから特別支援教育コーディネーター（仮称）ということをはいつけて、納豆の一粒として考えておきたいことをお話させていただこうと思います。

一番目にその前提をあげておきました。通常の教育ということで、私もここで与えられたことがこれでよかったのかどうかということを気にしながら書いているんですけれども、これから新たに、特別支援教育体制という形で臨もうとしたときに、学校の中にはその前提として、学校の学びを重視する組織文化を確立し、教職員間に成長的・挑戦的な組織風土を醸成していくことが前提として必要であろうというふうに思っています。

特別支援教育体制というものが何者かかっていうのが少し勉強不足で困るので強い分野に引き付けてというので、今年度から広島県——県立学校の場合は昨年度からということになりますが、学校評価システムを例としてということでも少し書いておきました。したがって、その2行目からですが、自らの守備範囲で日々の実践をこなせばいいと組織文化に支配された学校、炒り豆の学校という状況にあるとうまくいかないだろうと。問題を問題と捉えられない教職員集団で構成された学校。一枚岩でということ、豆腐のようにきれいになってしまっているという中では往々にしてこういうことは起こりがちだということです。あるいは認識された問題を学校組織の課題としてコミュニケーション過程にあげることでできない硬直した組織風土に覆われた学校。自分は問題があるなと思うだけ

ども、これをいうとまた問題が紛糾するのかなと黙ってしまう。そういう学校であればうまくいかないという状況です。実際に、そういう学校であるといけないうわけですけれども、特別支援教育体制の中で、これから進んで行こうとするときに、そういうふうな状況であればそううまくいかないだろうと。共通理解、糸を引く納豆と書いておきました。誰もがそういうことの必要性というものをきちっと理解し、それに自分の教育活動というものがどう関わるのかということに常に意識しておく。われわれの学校、私たちの学校の子どもたちとして、自分の守備範囲の子どもとして理解しておくという視点ですね。自分の担任する子どもだけじゃなくって、全体、1千人もいる学校でというのは非常に難しいわけですけれども。でも、自分たちの学校の子どもたちだという視点ですね。クラスが違えば違う。学年が違うと違うっていうんじゃないくて、全体で見えていく。全体の子どもを見ていく、そういうふうな視点を持っている。そんな中で、教師一人一人が高まっていく、成長していくという、そういうような学校というのが非常に大事だろうと考えるところです。

その中で、二つ目ですけれども、特別支援教育コーディネーター（仮称）への期待ということで、学校内を開く。外部との関係のコーディネートという仕事はあると思いますが、特に、その仕事の中で私は、学校内で学校を開くということで、納豆の糸を紡ぎだしていくということが必要だろうと思います。また、抱え込まないことをあげました。一人一人が、先ほども企画官の話の中で、質疑応答の中にもありましたけれども、その人に仕事を押し付けてという状態にしないということ。それが非常に大事な視点だろうと思います。

往々にして学校は多忙です。人的な条件というのも整っていません。ですから、担任をしながら、そういう仕事もしなきゃならぬという状況も目に見えるようです。だから、そういう面では行政のほうにこの仕事を…例えばこの仕事、コーディネーターを置くということになれば、この仕事は専科としてそこへ配置するというくらいの気構えがなければ動かないと。

このいい例が、今年から始まっている学校図書館の司書教諭です。司書教諭、私の教え子二人が、司書教諭に発令されました。勤務して2年目。とてもこういう仕事はできません。本当に実際に機能させようとするとこの最終報告の中にもあります、このコーディネーターというのは学校のことが良くわかっている、学校がどういう活動を進めていくのか、小学校であれば一年生から六年生までの教育課程そのものがわかっ

ている。発達段階に応じてどういう手だてが必要なのかがわかっている。そういう人がなっていくと、いろんな相談事にのったり、いろんな連携をとっていくというのはできないと思います。そういう意味では、学校を開いて一つにつながっていかなくてはいけない。自分だけでやるっていうことではないということです。そういう意味で、学校内を開くこと、抱え込まないことをあげておきました。

その下に2点目にあげているのは……。では学校を開くとか、抱え込まないという中で、特別支援教育の重要性を学校の中でどういうふうに伝えていくのかってということが大事だろうと。その視点を二つあげておきました。学校のこともわかっていかなきゃいけないし、特別支援教育の重要性ということもきちっと理解していかなくてはいけない。両方ともを結び合わせて働いていかなきゃいけないという意図でそこにあげました。そういう意味で、学校経営に対する特別支援教育コーディネーターからの情報発信をという形であげておきました。

私自身がとらえる学校経営学という中で考えてみると、特別支援教育コーディネーターの存在は、イコールで三つほどあげられます。人的資源や施設・設備、獲得した情報など、活動した学校の条件を把握した存在。学校のことを良くわかっている存在でなきゃいけない。それから、学内での組織を個人の持てる力を活用するなどして、それらを学校の教育活動に生かしていく結節点となる存在であると。いろんなものを調整しているわけですから、いろんなものをわかっていると。そして、学校における特別支援教育に対する期待。これは一般的にこれはどういうことを求められているのかということと、それと自校のもつ条件性。その両視点を勘案することのできる存在。それが必要ではないかなと思っています。要するに、その特別支援教育で、何をどうしていくのかということをきちっと伝えることができる人。それは理想的なことだけを学校でこうしたら良いんですよ。ああですよと言うのではなく、学校が抱えている条件というものを併せると、どういようにそれが活かされなきゃならないのかということ提案して——情報発信していくことのできる

人であることが求められるのではないかなと。そういうことを期待したいなというふうに思っています。

ですから、情報発信にあたってということで二つあげました。理想的な在り方を提案していくという視点と、それから、自校の中で、その在り方と充実の方途とを提案していくということが、基本と考えます。そのために、1としては理想的な在り方の視点でということ。2としては学校の条件っていう意味を併せてということであげておきました。そういうことを通じて、学校の中に特別支援教育の重要性、必要性について学校全体で共有していくということ。それと、自校の現状を踏まえた特別支援教育体制の充実方策に学校の全教職員が取り組むことというふうになんて近づけていく、そういう存在であることを望みたいなと思っています。現在コーディネーターそのものが置かれていないわけですけども、そういうお仕事をされている先生方にエールを送りたいと思います。学校内を開く。抱え込まないという中で、そういう視点をこれから、「がんばらなくてもいいから具体的に動いていただきたい」など。相田みつをさんの言葉を添えておきたいと思います。

これで終わったらいいのですけれども、後2枚ありますが、参考までにあげておきました。学校の中で、実際に、今すぐにも求められている視点というのをあげておきました。危機管理という言葉ですので、ちょっと誤解を招かないかなと少し心配しておりますけれども、いかによりよい教育を提供していくかにあたって、いろんな状況というのが、学校教育の遂行の視点で考えたときに踏まえておかなければならない「開かれた学校づくり」という観点と併せて、2枚でまとめておりますので、何かの参考にしていただければ幸いです。結局、15分と言いつつ私に与えられていた30分という時間を使いました。お昼休みが少なくなって申し訳ございません。以上です。どうもありがとうございました。

【司会者】

林様、ありがとうございました。これで、午前の部第1部を終わらせていただきます。

2. よりよい教育をめざして

【司会者】

お待たせいたしました。第2部のパネルディスカッションを始めます。このパネルディスカッションは、コーディネーターの落合俊郎にお任せいたします。よろしく願いいたします。

【落合】

はい。それでは、第2部のパネルディスカッションのほうに移りたいと思います。第1部では、今後の特別支援教育の在り方について、最終報告書が出たわけですが、そのことについて内藤企画官のほうからお話をいただきました。それから、私が経済的な背景、国際的な動向等からお話をいたしました。また、林先生のほうからは、通常の教育から、いろいろご提言をいただきました。今回のこのフォーラム自体がこれまでとかなり異なった方法で行っています。まず、1つは、従来、特殊教育、障害児教育、そういう分野ですと、障害児教育講座なり障害児教育実践センターが主催というふうになるわけですが、ごらんとおり、今回の共催には大学のすべての教育に携わるセンターと施設が参加しております。それから、林先生のほうからご提言いただいたわけですが、実際に内容について込みいったお話をしておりません。廊下で挨拶する程度のことでありまして、実際は話をしておりません。そういうことで、かなりこれも今までのパラダイムを破るという表現を使えばいいかわかりません。

いろいろ話をいただきまして、第2部に移るわけですが、まず5名の方々からお話をいただきたいと思います。まず最初は、重度重複障害児の保護者からのご意見として、織田さまからご意見をいただきたいと思います。その次に、LD児保護者の立場から伊藤さまのほうからお話をいただきたいと思います。たぶん私の知る限りでは重度重複障害の保護者の方と、LDの保護者の方が席を同じくして、ここに座っているというこういう状況というのかなり珍しいのではないかと思います。軽度は軽度、重度は重度、医療的ケアとか、席を別にして議論をしていることはあると思うのですが、一緒に話し合うってことを私は余り見たことがないんですけれども……。そういう状況です。さらに、東広島市立八本松小学校の新迫先生のほうからも、現場の立場から様々なご提言をいただきたいというふうに思います。さらに、広島県教育委員会障害児教育室長の室積先生のほうから、いろいろ

ご提言をいただきたいというふうに思います。また、広島県障害児学校長会長の永井校長先生のほうからも、これからのさまざまな在り方についてご提言をいただきたいと思います。その後、このパネルディスカッションの進め方ですけれども、休憩を10分ほど取らせていただきまして、5名の方々から、お互い話が出た後に、お互いに対して質問したい、言いたくないことがあるとか、そういうことがございましたら、つけ加えてパネルディスカッションのほうに入っていきたいと思います。それがとっかかりで、後はいろいろ自由な討議をしていくという方法にしていきたいと思います。それではまず、重度重複障害児の保護者からのご意見として、織田さまの方から、ご提言をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【織田】

すみません。織田です。重度重複障害児の保護者よりということで発言させていただきます。重度重複障害と言われましてもいろいろな障害がありますので、簡単に自分の、我が子の紹介と、学校での医療的ケアに携わるまでの経緯、親として教育に望むものについてお話しさせていただきたいと思います。

我が子「わたる」は21トリソミーのダウン症として、平成5年3月に産まれました。出生当初より、ダウン症の合併症である先天性十二指腸閉塞のため生後3日目に手術を受けて、すんでのところで一命を取り留めました。その1ヶ月後には両眼の水晶体を白内障のため、すべて取り除く手術をいたしました。その後点眼でんかんを発症し何度も繰り返す入院生活からなかなか抜け出せずにおり、特にてんかん発作が彼の脳に大きなダメージを与え、現在10歳になっておりますが、寝たきりで、生活すべてにおいて、介助が必要な状態です。

退院直後から頸管チューブ。鼻から胃まで管を入れているんですが、その頸管チューブからの注入。注入というのは栄養を入れています。排痰ができないため、吸引と吸入が必要です。タンが取れないからタンを機械的にとってあげたり、出やすいようにネブライザーという霧状のものをのどにあてたりしています。発作時には――てんかんの発作の時には呼吸のできない無呼吸状態となりますので、酸素を流すこともあります。いわゆる、医療的ケアといわれることを家庭で行わなければ、彼は家庭では生活できませんでした。

当然のように、私たち家族は家庭で医療的ケアを行っておりましたが、私たち家族はその実際の行為が、医療的ケアと呼ばれる特別な行為ということは全く知

りませんでした。食べられないから栄養剤を注入する。タンがとれないから吸引する。タンがでやすくするために吸入する。酸素がうまく吸えないから酸素を流してあげているっていう感覚で、生活の一部として行っていました。しかし、彼の就学近くになって、1998年頃なんですけど、家庭で行っている行為が医療的ケアと呼ばれ、学校に行くためにはその行為が通学を妨げる高いハードルとなっていることを初めて知り、医療的ケアについて本格的に学んでみようと考え、所属している親の会に援助を受けて、全国的な研修にも参加させていただきました。これは参考資料の1と2とあります。

その全国的な研修に参加させていただいて、いろいろな方々と情報交換する機会を与えていただきました。このとき感じたことですが、障害の有無にかかわらず、就学は無条件で子どもたちに保障された権利なのに、なぜ医療的ケアが必要な子どもには通学の保障がないのだろう。家族の付き添いがあり、学校で家族が医療的ケアを行えば通学できる。そんな条件付きの学習保障は何か違うのではないかな。最も弱い子ども達を守る教育って何だろう。障害の重い子ども達の教育って何だろう。いろいろな人に支えられて生きていける力をつけることも教育じゃないかと考えていました。そんな思いの中で、結局学校の先生——教委の方が家庭に来てくださる、訪問教育制度を選択せざるを得ませんでした。

就学して、2000年からは、学校での医療的ケアを考える会というのを作りました。この会を作った目的は、医療機関——いわゆるドクターや看護師の方、学校関係者、学校の先生、学校に関わる方々と福祉関係、施設の方ですね。いわゆる施設に入っていないながら学校に通っているお子さんもいらっしゃいますので、施設関係者。それから行政関係者、これはもちろん、県の教育委員会、市の教育委員会です。方々に働きかけて、子どもを取り巻く関係者の方々と考えていただく場を提供させていただきたいと思ってこの会を立ち上げました。多くの方々と考え学んでいく機会をその会でいただきました。

また、時を同じくして文部科学省の委託を受けた広島県教育委員会としても、学校における医療的ケアについて実践研究が進められ、2002年度は広島市教育委員会として医療的ケアの研究がなされるようになりました。今年度は広島県教育委員会として県下9校に看護師派遣も決まり、広島市教育委員会としても引き続き研修が継続され、市立広島養護学校に看護師派遣が

されるようになりました。

この問題は看護師派遣では解決できない、さまざまな課題があります。例えば、医療的ケアの行為の限定。どこまでやるのか、誰がやるのかという限定もあります。緊急の対応時、この医療的ケアの子どもの状態、緊急の場合には本当に何が起こるか分からない。その対応をどうするのかという課題もあります。また、通学のバスには看護師が同乗できないので医療的ケアが必要な子どもは、通学のバスに乗れないという状況です。

もう一つ、すごく今わたしも課題になっているんですけど、学校以外の活動、例えば野外活動、遠足、修学旅行では看護師派遣が難しいとの問題・課題が多く残っております。しかし、この看護師派遣によって子どもたちが安心して通える学校づくりが始まったと実感しております。これからは条件整理をさらに行っていただき、医師というよりも、小児神経科医とか本当に障害があるお子さんが、一番そばに携わっている先生方——ドクターに巡廻相談として学校に来てもらって、教員の方々と相談できる巡廻相談とかできたらなと思っています。また、教員ができる医療的ケア。看護師だけがやるのではなくて、緊急時対応時には教員もやれるものは何かということを考えていただけたらなと考えております。

たくさん課題がある中で、しかしながら県と市の両教育委員会の方々は、この医療的ケアのことに関して、たくさん教育的問題もありますけど、このケアのことに對して本当にお力添え、ご尽力をいただいたことは一人の親として本当に感謝しております。障害が特別なことではないと私は思っています。どんな方にも障害が起こりうる。病気がけが、事故によって障害が起きることがあります。だから、特別な障害者だけが障害がでるのではなくて、私たち普通と言われて、普通という言葉が大嫌いなんですけども、本当に障害がない方でも病気がけがで障害が起きることがありますので、障害は特別なことではない、誰にでも起こりうることと認識して、最も弱い子どもたちを守られる社会はどんな方をも守られる社会であることをずっと信じております。

先ほど言いました資料なんですけど、ナンバー52のシンポジウムレポートその2と書いてあります。これは実は全国の小児神経学会で、公開シンポジウムとして一般のお母さんたちも巻き込んで、障害児の団体・会といわれるところも巻き込んでやって下さって、「重度障害児の医療と生活支援。よりよい在宅支援の実現

と課題を願って」というシンポジウムに参加させていただきました。これはすごく学会というような所にわたしたちみたいな親の会も行かせて下さって、お話をさせていただく機会をいただいたので、すごくこれは勉強になりました。

次の資料2なんですけれども、「新・どうする医療的ケア」これはもう医療的ケアをターゲットとしたシンポジウムでした。難病の支援全国ネットワークという大きな全国的な会がありまして、ここも難病の方のシンポジウムです。これもすごく学びになりました。この会ですごく学んだと思うのは、今言われているQOL、クオリティオブライフからクオリティオブケア、生活の質、クオリティライフは生命の質ですけれども、QOCがクオリティケアで生活の質っていうことをすごく言われたんです。資料にも書いてありますけれども、生活の質、障害がある子どもの場合、生活や教育は医療的ケアを基盤でなりたっている。より良い医療的ケアは“生活の質を高め、生命の質を高めるものである”という言葉を学ばせていただき本当に勉強になりました。

資料3なんですけど、「学校の医療を考える会」これはまだ立ち上がっていませんでしたので仮称として、この会を立ち上げるための趣意書を私が作らせていただきました。次の願望新聞というのはこの会を立ち上げたあとで、来ていただいた方々にアンケート、それから感想をいただきまして、本当に実際のお母様がたの意見や、関係者、ドクターもいらっしゃいましたし、医療関係者、それから教育関係者の方の意見をそれぞれに書いていただきましたものをまとめさせていただきました。参考資料としてつけさせていただきました。以上が私の意見というか、思いを述べさせていただきました。ありがとうございます。

【落合】

どうもありがとうございました。織田さまのほうから重度重複障害児の保護者の立場から現在の課題等について、お話をいただきました。

次に、LD 児の保護者からのご意見として伊藤さまのほうから提言をお願いしたいと思います。よろしく願います。

【伊藤】

よろしく願います。広島 LD とその周辺児の親の会「明日葉」の代表をしております伊藤と申します。本日資料とか原稿とか用意間に合いませんでした。聞きづらいと思いますけれど、早口なのでよろしく願います。

「明日葉」の概略を先に説明させていただきます。今年で結成13年、会員数123名。県内全域で幼稚園の年長から23歳の青年まで、LD・ADHD・高機能自閉症・アスペルガー障害・軽度知的障害など、いろいろな障害を持つ子どもの親の会です。会では子どもの必要に応じて、学年や目的、地域などのグループに分かれて、大学などの教育機関、医療機関や学校の先生方、そして、社会福祉協議会の方などから多くのご支援をいただきながら親の学習会、会報の作成、そして子どもたち中心のグループ活動を行っています。

会員構成を説明させていただきます。現在小学生が46名、通常学級在籍者は32名。ことばの教室利用者が5名、情緒の通級指導教室利用者が6名。障害児学級が14名在籍、そのうち療育手帳取得者が9名います。中学生が20名、通常学級在籍者は18名、障害児学級在籍者は2名、療育手帳取得者3名です。高校生以上については、高校相当学年が29名中、公立普通高校に在籍しているものが2名、定時制高校へ行っているものが3名、私立の高校に在籍しているものが5名、各種専門学校に在籍者が9名、県立および市立養護学校の高等部に在籍しているものが4名います。その他不明が6名です。「明日葉」にはさまざまなタイプの子どもたちが寄り集まっていますので、障害の現れ方も違い、抱えている困難は必ずしも同じではありません。在籍状況や学校の先生の理解、そして周囲の環境によって大きく左右されているというのは他の支援を必要としている子どもたちと変わりありません。そして、十数年前に比べたら認知度は上がっていると思いますが、障害を持っていること、そして支援を必要とする子どもであるということが、保護者や学校の先生方になかなかわかってもらえない。そして、それぞれの子どもに応じた対応の難しさから、これまでの教育制度や福祉制度では狭間におかれてきました。そして子ども自身の学年があがるにつれ、周囲と違う自分に気づきながら自分の障害を認めることができずに、いじめや不登校、引きこもりなどの二次障害に悩み苦しんでいるのが現状です。

平成14年度文科省実施の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する全国実態調査」では、午前中の先生方の発言の中にもありましたが、LD・ADHD などの子どもたちが約6%の割合で通常学級に在籍している可能性が高いと示されました。同じく平成14年度末に閣議決定されました「障害者基本計画」の中では、障害のある子ども、一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うため、乳

幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育、療育を行うと共にLDやADHD、自閉症などについても、教育的支援を行うといった基本方針が盛り込まれました。そして、今年3月28日に最終報告として出された今後の特別支援教育の在り方の中では、特別支援教育とは従来の特殊教育の対象者だけでなく、LD・ADHD、高機能自閉症を含め、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活、学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて、必要な支援を行うものであると明記されました。これでようやく私たちの子どもも、市民権を得たと感じました。これまでのように、学校の先生方に「うちの子LDなんです」「ADHDなんです」と説明しても、LDやADHDは障害ではない親のしつけが悪いからだと言われていた時代はやっと終わったのだと思いました。しかし、喜んでばかりもいられません。特別支援教育の転換に向けて、保護者の期待はいうまでもありませんが、不安や疑問もまだまだ残っています。会員の立場から、こうなって欲しいとか、どうなるんだろうといった声が寄せられましたので、それをもとにお話ししたいと思います。

通常学級の保護者からは、担任の先生が子どものことを理解してくださり、みんなの中でうまくやっつけてくれるような配慮をしてもらっている、ただ、学習面やソーシャルスキルのことを考えれば、やはり障害児学級のような少人数の場でみてもらったほうがいいのかと悩んだこともありました。しかし、子ども本人の「行きたくない」という気持ちを尊重し、そのときは見送ってきました。特別支援教育になり、通常学級にいても支援の必要な子どもは、特別支援教室などでみていただけるのは本当にありがたいことだと思います。けれど、以前に我が子が泣いたように、自分かだめな人間だからとか、悪い子だから特別支援教室に行かされると感じるようでは、現在通常学級に在籍している子どもたちには利用しづらいのではないのでしょうか。特別支援教室が、ここに来れば自分の居場所があるんだと思えるような、魅力的で充実感のある居心地のいい場所になって欲しいと思います。子どもにとっては、ありのままの自分で良いんだと、自分を認めることができるような場所。さらに、お互いに違いを認め、理解し合える仲間と出会える場になればと思います。その上で障害やニーズに応じた学習法により、学力の向上、自信をつける場になって欲しいと思います。そして特別支援教室がこれまでの障害児学級の名称変

更にすぎないように、学校内で特別視されることのないよう、特別支援教育に対する具体的な説明会をすべての保護者に対しておこなって欲しいと希望します。障害児学級に在籍する子どもの保護者からは、国語や算数などはマンツーマン。2対1くらいでゆつくりと丁寧に指導を受けています。交流学級でも家庭科や図工など、難しいと思われる所は障害児学級の先生がついていって下さっています。そういったフォローはどうなるのでしょうか。障害児学級籍がなくなり、すべての子どもが普通学級籍になるということは、それは良いことだと思いますが、特別支援教育になったとき、これまでの通常学級籍の6%の子どももその対象になることを考えると、これまでのように保護者と密に話し合い、IEPを作ったり個別指導が受けられるくらいの先生の配置があるだろうか心配です。また、籍が通常学級籍になるということは、これまで以上に通常学級の担任の先生に負担がかかる事になるのではないのでしょうか。何か問題が起こったときの責任は、通常学級担任の先生が問われることになるのでしょうか？ こういった意見もありました。

最終報告の中には特別支援教育の運営形態として、障害の状態によって従来の通級指導の対象となる児童・生徒のように、週に何時間かだけこの教室で指導を受ける場合、従来の特殊学級のような教育の対象となる児童・生徒のように週の相当な時間をこの教室での指導を受ける場合など、さまざまなものが考えられ柔軟な対応を可能とすると明記されていますが、それぞれの学校で特別な支援を必要とする子どものニーズによって、特色のあるプランが立てられることと思います。大阪、堺市では一つの小学校の中に、基本的な生活訓練や生活単元を主に学習する障害児学級第1学級、教科指導やソーシャルスキルを主に行う障害児学級第2学級、言語訓練や認知機能訓練を行う通級指導教室、そして、個別教科指導やソーシャルスキルを主に学習するリソースルームという4つの教室がすでにあって、子どものニーズによって特別な支援を受けることができる場が、すでに整っている学校もあります。また、放課後だけ、本人はもちろん、希望者が誰でも通うことのできる教室を開いている学校もあるそうです。広島でもぜひ、学校ごとに特色のある、在籍する児童のニーズに合わせた形の特別支援教室ができることを期待します。

特別支援コーディネーターについては、学校においての障害のある生徒の発達や、障害全般に関する一般的な知識、カウンセリングマインドを有する者を連絡、

調査役として、コーディネーターとして置くと書かれています。コーディネーターの人選には慎重になっていた。ありがたいという意見が多くありました。第1に子どもの障害について正しく理解して下さっている先生にコーディネーターになっていただきたい。特殊教育教員免許を持っている方、できれば日本LD学会認定のLD教育士のような専門の研修を受け、資格を持っている先生であれば保護者は安心して相談できると思います。県内には3名のLD教育士資格保持者がいらっしやいます。そして今年は2名ですが、その研修に行かれています先生方もいらっしやいます。わずかな人材ではありますが、このような熱意ある先生や、そのほかにも今日のようなフォーラムやさまざまな研修会に参加され個人的にも実践されている先生にぜひコーディネーター役になっていただきたいと思ひます。また、一人一人の子どもの問題点、ニーズや困難な部分を正しく把握するためにもwisc-IIIなどの検査もでき、それを元にIEPをたてることのできる先生、幼児期から成人までを見通し、個別の教育支援計画を立てるためのさまざまな福祉や医療との連携を熟知した、専門性の高い先生にコーディネーターになっていただきたいと思ひます。

そして、最終的に義務教育後、将来の自立に向けて育てていくため、昨年12月、広島県教育委員会から出されました「広島県障害児教育ビジョン」にも示されましたように、県内にも高等養護学校の新設、もしくは既存の養護学校高等部の中により職業的自立、社会的な自立を目標とした専門的なコースの併設を希望するという意見が多くありました。中学生の保護者からですが、「行政が新しい教育方針を発表するたびに、今度こそ自分の子どもにあったものかも期待してきましたが、いつも絵に描いた餅でした。保護者、担任、校長先生の3者で、子どもにあった支援を考えて日々を送っているうちに子どもは何の支援も受けられないまま、この春中学生になりました。そして今も何も支援を受けていません。これから特別支援教育が始まっても、わが子には何も間に合わないでしょう。どうか1日も早くすべての子どもや、親の希望する支援を、どこに住んでいても誰もが受けられる体制を広島で整えて下さい。私たち親子のような苦い経験をこれ以上他の保護者が経験することのないよう願っています」こういった文も寄せられました。

最後になりましたが、これまで私たちが保護者は、それぞれの学校に足を運び相談したり話し合いを重ねてきました。最終報告の中に親の会やNPOとの連携

協力をはかりながら取り組みを行うことも重要なことと考えられると記載していただき、これまでのわたしたち親の会の活動が認められたこと、今日このようなフォーラムに参加していただいたことに心から感謝しております。それぞれの願いや思いを込めて新しい特別支援教育で、子どものニーズにできるかぎり応じた、柔軟な形で支援を受けることのできるように、これまで以上に先生方と連携を持ち協力し合って行ければと考えております。どうかよろしく願ひします。

【落合】

ありがとうございます。織田さまと伊藤さまから、保護者の立場からいろいろとご提言いただきました。次に東広島市立八本松小学校教諭、新迫先生の方から現場の立場からいろいろとご提案いただきたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

【新迫】

はい。願ひします。八本松小学校の通級指導教室を担当しております新迫と申します。あとから感想を言うようになっていくと思うんですけども、今の保護者の2人の方のお話を聞いて、自分の実践っていうものをもう1回厳しく見詰め直す必要があるなと、大変厳しい指摘とか……のように私は受け止めました。先ほど食事の時には、何を話そうかとか、どきどきしているなんていうことをおっしゃっていましたが、やはりそのメッセージを伝えたいことを持っていたらっしやる方のお話だなと思ひました。

私は、ことばと聞こえの教室の担当者ですので、言語障害の子ども達のことを話すという、そういう役割を持っているかと思うんですけども、今日は特別支援教育フォーラムということで、軽度発達障害といわれるお子さんの事を中心に話そうと思ひます。ただ、言語障害の子ども達の事もたくさんお話することが必要ですし、ここにもことばの教室の先生方が何人かいらっしやると思うんですけども、たくさん成果や課題を持っている、それから、地域によっていろんな実情が違うということも含んでお聞きいただければと思ひます。ことばと聞こえの教室というところで、なぜLDといった子どもたちのことなのかっていうことがまずあると思うんですけども、例えば、ことばの教室に相談にお見えになった方で構音障害、発音がうまくいかないということで指導になるケースがあります。そして、その指導を進める中で、どうも発音の問題以外にも、例えば読みの問題だったり、書字の問題だったり、いろんな他の問題も持っているっていうケースに出会うことがあります。言葉の遅れというこ

とで相談にお見えになっている子どもの中には、「今後の特別支援に関わる最終報告」で判断基準が示された高機能自閉症と言われる子どもの特性の中にいくつか当てはまるものがあるなど…。ですから、ことばの教室そのものが、もともとそういった子どもたちのものではありませんけれども、そこを利用している子どもの中にはそういう特性を持った子どもが過去にもいましたし、現在もいるというふうに理解していただければいいと思います。ただ、指導者側のそういった子どもに対する理解というのが深まれば深まるほど「ああ、この子どもはこういう困難も持っているな」ということでそのほかの面も見えてきます。それから、最近の事で言えば医療機関のほうで診断を受けて、そこで「そういう教室で支援を受けなさい」とアドバイスをもらった相談も増えています。また、以前に比べて増えているのが先生方からの相談というか「学級にこういう子どもがいて、こういうことで苦労している。困難があるよ」ということの相談が増えてきました。通級指導教室は、もともと一人一人の教育的なニーズに応じて、指導・支援をするところですから、ことばの教室のそういう指導のスタンスなり、1対1とか個別の指導をする良さというのが、さまざまな困難をもつ子どもにも何らかの支援になっていると感じております。

実際にじゃあどういったことをするかということなのですが、言語障害のある子どもも軽度発達障害といわれる子どももみんなそうなんですけれども、まず教育的ニーズの把握、実態把握ということを進めます。どういう困難をもっているか。それは例えば家庭で、学校で、いろんな場面でその子が持っている困難、それを把握していこう。それから、その子どもの思いだったり、保護者の願っていうことを受け止めていっています。その上で目標を立てて指導に当たるわけですが、一つには、困難そのものに対してのアプローチと言いますか、さっき発音のことを言いましたけれども、発音のことで言えばそういうあいまいな音があるので、そこを改善するというような指導。書字だったら書字ということターゲットにして、困難な状況を改善しようという。

その時に実際に指導しながら感じていることなんですけれども、いわゆる苦手なことに向き合う姿勢と言いますか、こちらがその子のもの——困難な部分を改善してやろう、直してやろうというスタンスでは、なかなかうまくいかないと思っていますし、子どもにとってその改善がどう利益——いいこと、良さにつな

がるのかっていうことをいっしょに作っていくっていうことが大事だということに感じております。それから、課題に対して直接の改善がなかなか難しいという場合もありますので、その場合には得意な方法、その子の困難じゃない、良さの方に目を向けてそれを伸ばそうというような指導をしていっています。

もう一つはさっき、子どもの思いということを行いましたけれども、周りの思い、それは担任の先生の理解だったり、友達からの働きかけだったり、そういう部分に対しての支援を進めることで、その子の困難を小さくしていこう。この3つの方向で指導に当たっておりまして、これは言語障害の子どもにも軽度発達障害の子どもにも有効だと思っております。直接関わりを始めることで、さまざまなことに自信が持てなかった子どもが自信を取り戻したりとか、さっき伊藤さんの方からありましたけれども、担任の先生の見方が変わることで、子どもは同じ環境にいるんだけれども、ずいぶん楽になったり、新しく目標を持って進んでいる姿になったり……。そういう成果があります。

課題としては、指導時間のことがあります。教室を利用しているその軽度発達障害の子どもを見ていて、やはり通級という、週に1時間というところの指導では限界があるように思います。例えば書字のことで、相談にお見えになったときに、学年が4年生で、そのときに2学年以上の学習の遅れみたいなことに出会ったときには、やはりその子どもが自分の良さに気づいて新しく立ち向かっていくということは週1時間でもできますけれども、実際、毎日その子が学習している教室で、自分に対しての自信を取り戻して、着実に力をつけていくためには、通級とそれから通常学級での営み、学校生活そのものところへの指導と支援が必要です。

特別支援教育ということへの転換ということが文部科学省の方からおりてきたような感じもしますけれども、実際に通級というところで子ども達とおつきあいを始めて、この子にはもっと必要な支援があるなということを感じたときには、今上から降りてきたというのはそういうことが、実際は子どものニーズに応じて必要なことをやっていけばそうなるんだなあ。

コーディネーターということに関しても、ことばの教室では、これまでも必要な専門機関との連携というのは進めてきましたし、これは通級の指導教室にとっては新しいことではないのですが、そういうことを進めていく際に学校からの理解が必要でしたが…。それが実際に必要な仕事が公的に認められるということで

言えば、必要な連絡がより図りやすい状況へと変わっていきんだらうなと思っております。ですから、子どものニーズに応じて指導や支援を拡大したりということも、これまで以上にやりやすくなると思います。

ちょっと話が変わるんですが、仕事の質というかするべき事が増えてきました。私は7年目なんですけれども、最初の年は私の尊敬する先生から「教室の中で子どもに対して専門的であろうとあせり、よくわからないようにするな。薬にも毒にもならないことだったら変なことをして毒になっちゃうから、変なことをするなよ」と。「それより遊んでいたほうがいいよ」というようなことを言われて、自分のモットーみたいにしていました。本当に専門性のない中で、ことばの改善なんていうのができるわけがないですし、実際できませんでしたが。そういうことが自分のモットーだったんです。7年もしてそのままじゃ困りますから、今どういう自分にならなくちゃいけないかというのを探していたんですけれども、今日それに会いました。あの林先生の納豆。これはこれからの自分の仕事の何年か、この納豆でいけるなど。自分にこう納豆ということを言い聞かせながら仕事をしていこうと思います。

それ以外の仕事で、今はTTとしてそういう子どもがいる教室に行っていますが、困難な状況ってなかなか相談だけでは見えてきません。実際に子どもたちが算数のこういう発問があって、みんながこういう様子でその子はどうしてる。また、別の場面では、こう理解して、こう表現しているという実際の話から、本当は見えてくるもんだと思います。今年度は、昨年度よりも多くの時間 個別での対応以外に学級の中で子どもの支援をしています。指導や支援の視点も広がっています。今年度で言えばこういった仕事は、昨年一昨年と県の方のLDに対する充実事業というのに参加をさせていただいて、いろんな研修する機会を得ることができましたので、そこの研修の機会がなければ、なかなか自分なりに動けなかったと思うんですけれども。校内委員会、校内特別教育推進の校内の推進体制というもの一応作りまし、その中で個別の支援計画もまだまだ、1学期を通して立てて行こうねとみんなと話しているんですけれども、そういったことにも取り組んでおります。新たな自分なりの課題をさっきいただきましたし、展望と言いますか、見えてきましたので、今日は来させていただいて良かったなと思っております。

【落合】

どうもありがとうございました。新迫先生の方から現場の立場からご意見をいただきました。次に広島県教育委員会障害児教育室長の室積先生のほうからご提案をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【室積】

障害児教育室の室積と申します。よろしく願いいたします。先ほどは保護者の方から切実な思いをお聞かせいただきまして、ありがとうございました。課題というものをひしひしと感じております。それでは私の方からは、県の取り組みということで、広島県障害児教育ビジョンの概要についてお話をしたいと思します。

今日午前中に話がありましたが、国において平成13年1月、21世紀の特殊教育の在り方について最終報告が示されました。これを受けまして、広島県におきましては平成13年5月に広島県障害児教育基本構想策定委員会を設置いたしました。そして6月に第1回の委員会を開催いたしました。本県障害児教育の今後のあり方について諮問をいたしました。そして翌年、平成14年3月ですが、広島県障害児教育基本構想策定委員会から答申をいただきました。この答申に基づきまして平成14年12月、県教育委員会で広島県障害児教育ビジョンを策定いたしました。

このビジョンの概要ですが障害のある幼児・児童・生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばす教育。自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うために専門性に基づく障害児教育を充実・推進することとしまして5つの柱を立てて整理をしております。

その一つ目の柱ですが、適正な就学指導および教育相談体制の整備・充実です。市町村に対しまして、専門家の紹介とか就学指導担当者に対する研修の充実。教育・福祉・医療等の関係者が一体となった早期からの相談支援体制の整備。盲・ろう・養護学校が相談のセンターとしての役割を果たすために、モデル校を設置することなどを示しております。

次に2つ目の柱ですけれども、これからの盲学校、ろう学校および養護学校についてです。盲学校、ろう学校、養護学校それぞれの施策について示しております。具体的には盲学校高等部の専門学科の見直し。ろう学校教育における早期乳幼児教育の在り方の検討。養護学校への看護師の配置などです。また、知的障害教育と肢体不自由教育の専門性を生かした教育課程を編成した総合型の養護学校。また、軽度の知的障害の

ある生徒を対象とした職業的自立、社会的自立を目指した高等養護学校の在り方の検討。さらに各学校の在籍者数や地域性等を勘案し、専門性を備えた盲・ろう・養護学校の適正配置等について示しております。

3つ目の柱ですけれども、教員の専門性の向上です。特殊教育教諭免許状。実際は盲学校教諭免許状、ろう学校教諭免許状、養護学校教諭免許状ですけれども、その取得の推進。長期研修等への計画的な派遣。各学校の研修・研究活動への支援。福祉・医療等の関係機関との連携などについて示しております。

次に4つ目の柱ですけれども、小学校、中学校における障害児教育の充実です。障害児学級、通級による指導、通常の学級に在籍する学習障害（LD）児等への指導の充実、担当教員の専門性の向上、などについて示しております。

次に、5つ目の柱ですけれども、学習指導要領にのつとった交流教育の推進、職業的な自立の推進、家庭や地域社会との連携や学校評価制度の活用などの開かれた学校づくりの推進について示しております。

このビジョンの推進ですけれども、主要な施策の展開は15年度から20年度を当面の目標として考えております。障害のある、幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた、専門性に基づくきめ細かな教育。県民に信頼される障害児教育を充実・推進していくために、具体的な施策を展開してまいりたいと考えております。本県の現状・課題、国の動向等をしっかりと踏まえて取り組んでいくことが大切であると考えております。

今年度の具体的な施策について主なものをお話したいと思っております。まず、市町村の就学指導担当者への研修の充実。それと、盲・ろう・養護学校が地域の障害児教育に関する相談のセンターとしての役割を果たしていくこととし、今年度は盲学校を指定しまして、教育相談主任を配置いたしました。今後ですけれども、研究成果をもとに、センター的役割を果たす、盲・ろう・養護学校としての体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、総合型の養護学校の設置・検討のため、広島養護学校、福山養護学校を指定して教育課程等の研究を行っております。これまでの他県の取り組みや研究成果等を基に、障害種別の枠を超えた養護学校の在り方を検討してまいりたいと考えております。次に、専門性の向上に向けて特殊教育教諭免許状を所有していない教員が免許状を取得するために免許法認定講習を実施しております。平成14年度からは講座数や定員を大幅に拡大して実施しております。養護学校教諭免許

状の講座は広島会場に加えて福山会場を開設しております。次に日常的に医療的ケアを必要としている児童・生徒が安心して学べる体制として、盲・ろう・養護学校に看護師を配置することができることとなりました。今年度は医療的ケアの必要な児童・生徒が在籍している養護学校10校に配置することができることとなりました。現在7校に配置しております。看護協会との連携・協力により、早く配置できるように進めてまいりたいと考えております。この医療的ケアにつきましても、振り返ってみますと、平成10年度から継続して研究してまいりました。文部科学省と厚生労働省との協議、それと全国で10県の取り組みの研究結果の賜物だと考えております。看護師を配置したからこれで終わりということではなく、今後は看護師を配置した中でさらに研究を進めてまいりたいと考えております。

盲・ろう・養護学校の授業改善は大きな課題でございます。今年度6校を指定しております。外部講師の継続的・計画的な招へい。テーマに沿った県外視察。教材・教具の開発。研究授業。公開研究会など集中的に実施してまいりたいと考えております。専門性とよく言いますが、教員一人一人に求める専門性と学校全体の体制等の専門性があると思っております。さまざまな取り組み、施策によりまして、この両面を高めていくことが緊急の課題であると考えております。

それと、次は、午前中の話にもありました、文部科学省の委嘱事業ですけれども、一つは、特別支援教育推進体制モデル事業です。2つ目は、障害のある子どものための教育相談体系化推進事業です。関係機関が連携をしたもっと早期からの相談支援体制ということです。3つ目は、養護学校における医療的ケアに関するモデル事業です。国の指導・連携のもとに体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。特別支援教育の方向性の中で県立教育センターで行っている講座について、紹介しますと、今年度は、注意欠陥/多動性障害（ADHD）セミナー、自閉症セミナー、専門研修では学習障害（LD）講座、総合講座では特別支援教育を考える講座等を開講しております。

それでは、今後の特別支援教育ということについて、いづらかお話してみたいと思っております。これまでの障害児教育の施策というものを振り返ってみますと、学習指導要領の改訂ごとにみられますように、一つは障害の重度重複化への対応という流れがあったと思っております。学習指導要領に示されている目標や内容の広がり、訪問教育の充実ということで高等部への規程、重複障害者等に関する特例の幅の広がり、そして研究途上で

はありますけれども医療的ケアの対応等があります。もう一つの流れとしましては、軽度の障害のある児童・生徒への対応の流れがあります。通級による指導が制度化され、平成5年度から実施となったわけです。ニーズが高い中での画期的な制度であったと思います。そして、学習障害(LD)児への対応。そして現在、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等への対応となってきたわけです。そこで、今からは一人一人の教育的ニーズを把握し必要な支援を行うということ。一人一人の障害の状態等に応じた専門性に基づく指導を一層きめ細かく行うために、関係機関との連携を含めたシステムづくりと指導体制、そして一人一人への教育内容を充実していくことが大切だと考えます。

こうした一人一人の教育的ニーズから始まる考え、これは午前中にもありましたように、障害児教育のみならず実は教育全体への発信だと思います。このニーズということをちょっと考えてみたいと思います。この教育的ニーズ、これをどうとらえるかということとは非常に大切なことだと思います。これは、障害観とか教育観とかいうことと関係してくるかとも思いますが、保護者の思いを聞いたり、連携して取り組んでいく、これは間違いなく大切なことです。保護者の学校に対する要望とか注文ということについて、この中でいう教育的ニーズということとは、別にして考える必要があるのではないかと私は思います。子どもへの教育的支援、豊かな教育を展開する上での必要な教育的支援という観点からのニーズというとらえ方が大切であると思います。

知的障害のある児童・生徒に対する指導形態、このことをちょっと例に出して言いたいんですけども、領域・教科を合わせた指導の形態があります。日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などがあります。遊びの指導では、物との関わり、人との関わり等、興味・関心をもって、主体的な活動を少しずつ広げていくような取り組みが行われております。生活単元学習では、例えば行事に向けて興味・関心のある活動を通して見通しをもって活動をしたり、課題を乗り越える経験をしたり、教科学習で学んだ成果を生活を中心とした活動の中で、生かしていく学習をするなどの取り組みが行われています。こうした学習活動は活動を通して、教科・領域のさまざまな内容を自らが学んでいくとともに「やった!」とか「できた!」という満足感や成就感。「楽しかった」、「またやってみたい」という要求、期待感、あるいは友達と一緒に

やって良かった、楽しかったという気持ちからくる所属感とか、自分の存在感。こうしたことはすべての人にとって必要な心の豊かさということにつながっていくものだと思います。

学校の授業の中で、一人一人が輝き、心の豊かさにつながる活動を創造し望ましい環境の下で、実践していくことが重要なことだと考えます。授業の中での一人一人の心の豊かさということ。このことは子どもへの教育的支援を行う子どものニーズとして大切なことではないかと考えます。児童・生徒一人一人が、自己のもっている能力や可能性を最大限に伸ばす教育。自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培う教育。さまざまな工夫と配慮のもとに専門性に基づくきめ細かな教育。すべての教育のもととして発信できる特別支援教育。本県におきましては是正から改革、そして創造、将来への夢をもって本県教育の充実・発展、創造に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【落合】

どうもありがとうございました。室積先生には広島県の施策、現状等についてご説明いただきました。次に、広島県障害児学校長会長の永井先生の方からご提案をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【永井】

ご紹介いただきました永井でございます。盲学校の校長をしております。先ほど、室積室長の方から施策の説明の中で教育相談主任という名前が出てまいりました。今日私のアシスタントをしてくれませんが、その教育相談主任の岩森です。せっかくの機会ですから顔を覚えていただいで……。本邦初の定数配置をされた教育相談主任であります。来年度から次々と配置がされるかなと期待しておりますけれども、ともかく第1号でございます。よろしく願います。

休憩前ですけどちょっと気分転換がいるかなと思って、スライドショーをちょっとしてみたいと思います。別にこんなものを使わなくて良いのですが、あえて使ってやってみたいと思います。

次お願いします。特別支援教育というものが今日のテーマでございますけれども、この特別支援教育というもののトータルの景色を俯瞰できる、そういう地域はありません。今朝の内藤企画官のお話やら、それから落合先生のお話しやら、いろんなお話を総合して、みなさんそれぞれイメージしておられると思うんですね。イメージするしか方法がないんです。従って、例

えば期待とか不安とか、そういったものもたぶんみなさんそれぞれ十人十色で、しかもかなりぼんやりした形でしか見えていないと思うんですね。そういうものをちょっと何か形にしてみたいと思って、4～5枚作ってみました。

その一つが対象児童・生徒が膨らむよということですね。今は、上の青いところですね。盲、弱視、ろう・難聴、肢体不自由、病弱・虚弱、知的障害、言語障害、情緒障害というふうに表示をしています。これは学校教育法に示されておりますものを文字にただけでありまして、いわゆる7障害というものです。これを、盲・ろう・養護学校ないしは、いわゆる特殊学級で教育を行っているわけです。今度の特別支援教育になるとどうなるかという、下の緑色のところが加わってくる。面積というか、距離が5倍になっていませんがしょうがないですね。実際にはこの距離がどっと伸びて5倍になります。

次、お願いします。今度は盲・ろう・養護学校ですね。今はちょっと色を付けてるために読みにくいかと思うんですが、盲学校、ろう学校、肢体不自由養護学校、病弱養護学校、知的障害養護学校というふうに5校種に分かれているものを、ともかく特別支援学校ということに1本化するというわけです。

昼休みに内藤企画官といろいろお話をして、このことについてちょっと質問しました。学校教育法第1条に、盲学校・ろう学校・養護学校という規定があります。だからそれをよりどころにしたそれぞれ学校名がついています。高等学校なのに、小学校だと名乗るところは一つありません。これは根拠がきちんと法律上あるからです。「今度『特別支援学校』という根拠に一本化された場合に、これを見ただけではなんのことかよくわからないのでは？」というようなことから、「場合によっては、法を超えた名称を名乗ることができるのかしら？」という質問に対しては明確なご回答がありませんでした。今後そのあたりはつめていくよということでした。

次、お願いします。それから特別支援教育推進のための体制の整備。これが最も大きな課題かなとも思いますけれども。その個別の教育支援計画であるとか、広域特別支援連携協議会。ちょっと舌をかみそうですけれども、そういう組織作りであるとか、特別支援教育コーディネーター、この小学校、中学校にコーディネーターを置くだよという意味でしょうけれども、当然のこととして特別支援学校にも必要だろうというふうに思っていますが、そういうものをなんといいま

しょうか、下支えするといひましようか確立をさせるための専門性の強化というものも大きく取り上げて書いてあります。

次、お願いします。本県の盲・ろう・養護学校ですけど、盲学校1校、ろう学校2校1分校、肢体不自由養護学校3校1分級、病弱養護学校1校、知的障害養護学校が9校4分級1分教室という具合に、全部で教場の数が23ございます。私はこれから盲・ろう・養護学校の立場から、大きく分けて2つほど申し上げてみたいと思います。その一つが盛んに出てまいりますセンター化のございます。この配置でみて、字が大きいから随分たくさんあるように見えるけれど、広島県内に23の本校なり分校なり分教室、分級というふうなものがあるわけですが、これが例えば、それぞれセンターとなるにして、どうもこぼり穴のあいたような地域があるんですね。その地域のセンターとしての機能を今後担っていくのに全体としてこういう配置でいいのかどうかというような問題はあろうかと思ひます。こうしてどのくらいの子どもが在籍してるかというのがまず、参考までに申し上げますと、今現在、1367人在籍をしております。この在籍の状況ですけど、昭和57年がピークだったんです。2121名おりました。最も低いのが平成11年で1154人まで減少したんですけども、1000人を割るのかなという勢いで減少したんです。けれども、それ以降毎年毎年右肩上がりが増加しているのが現状で、今、1367人。来年もたぶん増えるんじゃないか、たぶんそうだろうと予言をしておきます。もう、スライドはこの辺で、まだあるんですけども10分超えますので終わります。

2つのことと言ひましたけれども、一つは先ほど言ひましたようにセンター化という問題。それからもう一つは専門性という問題です。例えば盲学校ではそれにどう取り組んでいるのかということについては、ぜひどうぞ盲学校のホームページを開いてみて下さい。詳しく解説をしておりますのでぜひお読みいただひてご批判をお願いしたいと思ひんですが、この2つのことを今年、盲学校では追っかけています。二兎を追うものは一兎も得ずということわざがありますが、この二兎というのは、例えば馬車に例えたら二頭立ての馬車だと思ひています。というのがそのセンター化というものを追求していくためには専門性がないとしようがないんです。専門性のないセンター化というのはおよそ意味がないだろうということで二頭立ての馬車、その二頭が同じ方向を向ひて、たつたつたつた走ってくれないと馬車はちゃんと進んでくれませんので、私

はこのたとえはよく当てはまっているなと思っています。自画自賛をしております。

たぶん、内藤企画官がおっしゃったように平成16年度中にはすべてのことが、ある意味法改正の関係を含めて片づくんじゃないかと思うんです。制度上では。そうしますと今はどこにもトータルとしての景色がないものを、平成17年度以降はそれぞれの地域で、各都道府県でそういう景色を形作っていかなければならないわけです。その時に盲・ろう・養護学校、将来の特別支援学校ですけれども、ここが新たにきちんと果たしていかなければならない課題を考えますと、どうしてもこのセンター化というのがついて回るといふふうに思っております。そのセンター化を、本当にセンターとして機能させるために、必要な専門性というのがどうしていてもいいということなんです。

このセンター化の問題については、先ほどちょっと冒頭でご紹介しましたように、本県には本校でいうと、16校の盲・ろう・養護学校がある中で、本年度、盲学校が先駆けて、そういったことについてしっかり研究実践をして成果を挙げなさいというモデル校として指定を受けましたものですから、学校の中に、視覚障害教育相談支援センターという勝手な名前ですけど、教育委員会の了解を、しょうがないというくらいの了解ですけど、取り付けて看板かけています。本校のホームページにはきちんと書き込んでいます。盲学校が県内の視覚障害教育相談支援センターとして何が必要なのか、どういう支援があるのか、どういう相談ニーズに答えるのかということ、1年かけて、ともかく研究をしてみようと、そのために必要なことはやっぴこうとしております。授業を担当しない教員を一人配置してもらって、岩森という名前ですけども、岩森先生を中心にやっていただいておりますが、例えば旅費がない、あれがない、これがないというようなことについても成果として県教委の方に上げていきたいと思っております。

それから、もう一つの課題であります専門性ですけど、専門性についてはいろいろ言われています。例えば専門の免許状のことがあります。これも広島県の場合は、随分力を入れていただいております、数字がずいぶん改善されたはずなんです。例えば平成13年度あたりでは全国最下位だったんです。これ、知られざる事実なんです。いや、どういうことかという、広島県の盲・ろう・養護学校の先生方の盲・ろう・養護学校の免許状を持っている率が全国最下位。47番目だったんです。実際に盲・ろう・養護学校で働いている先生

自身が知らなかったわけですから非常に不幸なんです、今はずいぶん改善されたはずなんです。秋田県が1番です。全国トップ。本県での場合、所有率30%位で全国最下位だったんですけど。秋田県は90%位なんです。これが不思議なんですけど。

その専門性に絡まって一つだけ……私もう時間が来ているのですが、教育委員会の方が隣におられるのですが、お願いしたいことがございまして……。確かに、例えば盲学校なら盲学校教諭1種、2種、専修という免許状を持っている。現にいるわけです。ところが、盲学校ですつと働いてとうとう10年たったら、ぱつと無原則と言いましょか無原則じゃないと思いますけれども、ともかく異動になるということなんです。これは盲・ろう・養護学校、全部共通的にそうなっています。養護学校から養護学校であれば、県内に9校もありますからそれほどでもないんですけども、特に悲惨なのが盲学校とろう学校なんです。だから今までそういう人がいても、ぼこんといなくなって穴があくということ、今まで散々繰り返してきたわけです。やっぱり専門性を担保しようとするれば、かなり長い期間の実践が必要だと私…盲学校へやってきて3年目なんですけれども、つくづく痛感をします。そういった意味でこれから先々、免許を取らせるといふことも必要でしょうけれども、人事異動をどうするかというこの方がもっと大事だと思うんです。これは我々がどうできない問題で、これは教育委員会の専権事項でございまして、声を大きくしていつているわけですが、校長とか現場で努力すべき事は努力するんだと。教育委員会がどうしてもしなきゃならないことはきちんとやっていくということが、車の両輪だと思います。よろしく願います。以上です。

【落合】

どうもありがとうございました。5名の方々からそれぞれの分野から、いろんなご提言をいただきました。これより10分間休憩を持ちます。それぞれ今、5名の方々からいろいろ提言いただいたわけですけども、それぞれに対していろいろご意見がございましたら、加えていただきたいと思っております。よろしく願います。それでは3時10分から再開したいと思います。

【落合】

それではディスカッションのほうに入っていきたいというふうに思います。まず、それぞれパネラーの方がたから。10分という予定でお話をいただいたわけですけども。それぞれ補足したいこと、あるいは他

のパネラーに対する質問等ございましたら、それをお願いしたいと思います。その後時間がありましたら、フロアの方からもさまざまなご意見をいただきたいと思っております。

それではまず、それぞれのパネラーからご意見をいただきたいと思うのですが、織田さま何かございますでしょうか？

【織田】

今、永井先生がお話しされた、教員の長期に渡る専門性を磨いて異動されるというところで、すごく保護者として共感いたします。やっと子どもとの関係もなれ、子どもといい状況ができたと思ったら先生が異動とか。これは本当に保護者としてもとても残念ですし……。なぜ残念かという、子どもがやっぱり不利益なんです。受けるのは子ども。親は不利益じゃない。子どもが不利益。難しい、大人と教員との関係をやっと作り上げた子どもたちが変えられるということ、学校の先生の立場でいっていただいて共感というか、いつもそれが課題だなと思っていましたので、ここで言っていただいてすごく感謝しています。

あと、特別支援教育という中で、今本当に子どもたちの障害とかいろんな問題が本当に「え？いままでこれ障害だったの？」という言葉が障害として認められ、確かに現場でも先生たちにも戸惑いとかいろいろ問題があると思うんですけど、その子にあった教育の支援——ニーズが、今もってここで再認識できたのは、子どもにあった支援を受けられていない教育なんだなと。このことが課題になっているんだなと。本当に子どもにあった——その子にあった。一人一人にあった支援。これがなされていけばこういった問題にはならない障害が細分化される中で、いろんな問題も起こってくる中で、現場での戸惑いの中で、一番困っているのは——子どもだっていうことを、またここで再認識させていただきました。でも、この場にこられて感謝です。ありがとうございます。

【落合】

どうもありがとうございます。伊藤さまの方から何かございますか？

【伊藤】

すみません。皆さんのお話の中で、重度重複障害とか軽度発達障害とかいう言葉が出てきたんですけど、私の立場を言えば、私の子どもは障害者学級に在籍して、彼にあった教育をしていただいています。本人もすごく落ち着いて、学習面の方でも「できないだろう。この子は一生」と親も思っていたようなことを

次々とやって、できるようになってきています。

やはり、永井先生も先ほど言われましたけれども、学校の先生の転勤というところ、保護者は何もいえませんし、室積室長にも嫌われてしまいますが、教育免許とかいう言葉を立場上言わせてもらいましたけれども、持っていないでも、普通学級の先生でも本当に真剣に考えてくださって、親の方にも情報提供してくれだとか、勉強会にいくから教えてくれだとか、問題集なんてどこかにない？とってくださる先生もいらっしゃるんです。その中で本当に保護者と教員がいい関係を築いていっているなかで、子どもも先生に慣れて溶け込めたときに転勤されてしまうと、やはりしんどいところはどの学校でもあるんだなと。校長先生の立場で言ってくださったのはなかなか勇気がいったと思うんですけど、ありがたかったです。

それと新迫先生のほうから通級指導での限界を感じられているという、週に何時間かの決まった時間の中でされているというのに限界を感じているというのはやはり……。私の子どもは通級指導教室には行ったことがありません。けれども、やはり限界があるんだろうと……。先生側の方からそういうことを言ってくださったことがすごくありがたかったです。そしてこれからもどんどん特別支援教育とか教室とかができてくると思うんですけど、その特別支援という言葉に振り回されないで、今ある子どもが、この子が何を必要としているか彼に何をしてあげればいいのかというところを考えて、これからも良いように進んでいってほしいと思っています。ありがとうございました。

【落合】

どうもありがとうございます。新迫先生何かございますか？

【新迫】

自分のところで言い足りなかったところで、納豆を目指すと言いましたけれども……。最初の数年、ことばの教室で仕事をしながら、八本松小学校の職員でありながら自分の教室にくる子どものことを中心に考え——もちろん今もそうなんです、学校でこういう教育がなされていると、ある種こう、離れた状況の中で仕事をしておりまして、そのことは自分でそれでいいというふうに思っておりました。だから炒り豆状態でした。

通級の教室にいろんな子どもが来るようになって、実際にそのやっていることが、これでいいのかなっていうことが、どこかにいつもあって、ことばの教室だからそのことばの専門性というものがないといけない

のに、またちょっと不登校の子どもとのかかわりがあつたりとかつてこう、柔らかい土台にいたのかなと。だから豆腐で。それが今は学校の中で必要なその教室が、大事な教室が、その学校にとっても大切なところだつて言っていたるように考えてますし、それなりの学校での役割も担えつつあるなということで、7年間振り返ることができました。

仕事をしながら考えている事の一つに、専門性ということの一つに例えばLDといわれる子どもの学級で、そういう子どもが生き生きと学習している場合があります。担任の先生がすごく配慮をして、その子どものいいところをちゃんと見つけて、やる気にさせていただけてますし、その友達からもマイナス評価ではなくて、きちんと存在感を持った学校生活を送っている場合があるんですが、そのときに、担任の先生と話をしてみると、別に特別なことをしてないっていうような意識でお話しが返ってきます。それは「うちの子はLDです」というふうな子ども…「うちの子はLDっていうふうに言われています」というふうな保護者の方が担任の先生にいわれて、それで担任の先生がすごくその「どうしよう」とゆれる先生を見ると、本当に好対称で。だから、今までの通常の学級の中で、そういう子どもたちはこれまでもいたわけで、その中で、その子どもたちに対して必要な支援というのがなされてた。そのことを特別だと感じていない。それからじゃあ、説明してみてくださいって言うと、それが説明できない状況というのがあるのかなと。だから自分の仕事の一つとして、そういう先生方が持っている専門性をきちんと整理ができれば良いなあ。そういうことをきちんと先生方がされているこういうことが、子どもにはとってもいい専門性になってますよっていうことが言えるようにしていきたいと思っています。

最後にLDとかADHDとか高機能自閉症とかという言葉もそうですけれども、その子どもたちが持っている問題が、その2次的な問題が起こったりして……。それから、家庭の状況も複雑な状況がある中で、一人の子どもがきちんと支援を受けていくっていうことは、本当に並大抵のことじゃないって思ってるんですけれども。そういう、新たな子どもたちのことを支援していただく支援センターとして、障害児学校のほうに私は期待をしている部分の一つとして、子どもたちのことの障害児学校での捉えみたいなお話がしたいなあ、聞きたいなあと思っています。

【落合】

はい。どうもありがとうございました。室積室長の

方から付け加えることがあれば、よろしくお願ひします。

【室積】

特別支援教育ということで、システム・制度が変わっていかうとしておりますけれども、一人一人に対するきめ細かな教育、専門性に基づく教育は、特別支援教育であろうとなかろうと向かって行く方向は同じなわけですね。これからシステムが変わろうとしている、制度が変わろうとしている。さらに一人一人へのきめ細かな教育をどう形づくっていくかということが私どもにとっての大きな課題であろうと思っております。

それぞれ学校では先生たちが汗水流して実践をしておられます。それぞれの子どもに対してみんな取り組み方が違うだろうと思います。教育実践の積み重ねから出てきたまとめが、教育のあるべき姿、実践から出てきた理論であろうと思います。そういったものを大切に、われわれも現状を把握して、先生たちの取り組みを行政の方にも反映していくという姿勢が大事であると思います。

専門性ということですけれども、免許を取得するという、それだけでは確かに専門性ではないと思います。それは第1の関門であつて、いわゆる先ほどいいました、子どもたちに向かって日々一生懸命取り組んでいる姿、そこの中から見えてくるもの、一人一人の子どもたちへのきめ細かな教育、そういったことに、取り組んでいく中で専門性が確かなものとなっていくものだと思います。ですから、先生一人一人の実践を整理していくような、そのことがまた教育課程の編成につながっていくような、そういう校内研修・研究の在り方も大切であると思います。

一人一人の教員が専門性を高めていくということ、学校全体が実践の積み重ねを通して整理をしていく。その整理をしていく過程が、特色ある学校づくりだろうと思いますし、そういった取り組みができるように、支援していくこともわれわれの仕事ではないかと思っております。以上です。

【落合】

どうもありがとうございました。永井校長先生から付け加えることとか、お願いいたします。

【永井】

はい。私自身教育委員会におつたことがありますので、教育委員会に対してはなるべく文句を言わないように、はいはいと聞いていかうと心がけてはいますが、やっぱりそうはいつでも、望ましくないことについて

は、どうしても申し上げていく必要があると思っ
てます。そのことによって嫌われても仕方がないと思っ
ています。

たとえば、専門性の問題があります。教育委員会自
身が専門性を非常に重視をして、例えば校長を指導し
たり、施策をうったりしてるんですけども、どうか
なってしまうようなこともあるんですけども、例えばこの
4月に、盲・ろう・養護学校の枠組みで採用された新
採の先生は何名だと思いますか？答を言いますか？
1名なんです。確かに県立の教員の中での採用で
すから、そんなに多く採用される可能性はないにし
ても、高等学校と、盲・ろう・養護学校の教員を数の上
での比較ですが、盲・ろう・養護学級の教員のシェア
というのは6分の1を占めてるんですよ。そうします
と、どうにもその1名というのは腑に落ちない。いろ
いろその背景はあるんでしょうけれども、正面からみ
ると、やっぱり腑に落ちない。影に隠れたものがいく
ら色々あっても、われわれには理解できないわけです。
それから来年度の採用についてはもう募集要項が出て
いるんですけども、募集要項が出ているといっても、
応募期間は過ぎてるんですけども……。

興味、関心のある方はもうご覧になったと思うん
ですが、盲・ろう・養護学校の募集は、確かに4名ほど
多くなっている。でも、括弧して、数学と英語、高等
部の数学と英語しか採用しないと、こうなっているん
です。そのことと専門性が果たしてどうつながるのか
というのが、私は問題だと思っています。非常に問題
だと思っています。その裏に隠れたものはなんだろう
とどうしても思っちゃうんですね。先ほど申し上げま
した専門性を陶冶するために、10年で一律異動とい
うのはいかにもだめじゃないかというふうなことにつ
いては、教育委員会としていろいろ検討をしていただ
いているようなので、少し私は期待をしております。例
えば、他県の同校種の学校に異動という方法がありま
す。これは本人にとっては大変ですよ。県境を越え
ての異動ですから。でもこれ、盲学校から1名、他
県の盲学校へ異動していただきました。これも一つの
手だと思うんですよ。だから、あらゆることを考え
ながら県教委には考えていただきたいということを常々
申し上げておりますので、今後鋭意検討がなされるも
の期待をしております。

それからもう一点。広島大学の先生たちがたくさん
おられますので、ここで申し上げますと「いいのかなあ」
と思いつつ申し上げても、実は2年前、盲・
ろう・養護学校の校長会のメンバーと広島大学特殊教

育の関係の先生方のオールメンバーと教育委員会の担
当者と、3者で会議を持ちました。常盤教育長も出席
されたと思うんですけど、その場で、盲・ろう・養
護学校を代表して「おまえ何か提案せい」というので
提案させていただいたことがあります。広島大学に特
別専攻科というのがあるんですけども、ご承知で
しょう？特別専攻科。1年課程で養護学校教員の免許
状を付与する課程なんですけど、盲とろうはないんです。
養護学校だけなんです。ぜひ盲とろうと養護学校をそ
ろえていただきたいと申し上げました。たまたま広島
大学は全部養成できる数少ない国立大学ですから、そ
の優位性を活かしていただきたいと。そこへぜひとも
毎年毎年、県の教育委員会から、定数をいただいて派
遣ができるようにしていただきたいというようなこと
をお願いしました。この事を前向きに検討していただ
いているようで、私は随分いい景色ができるなあと期
待をしております。これは広島大学の側でそのように
検討していただくことと、教育委員会のほうできち
んと派遣の枠を確保していただくこととで成立をする話
ですので、そういう3者が集まった場所をお願いをす
るのがいいのかなと思ってお願いをしました。もう
ちょっと言いますと、条件にもよりますが、専修免
を出して欲しいということもお願いをしております。
まだまだたぶんオーケーも何も言ってもらえないと思
いますけれども、ぜひこの方向で推進していただくこ
とを、この場をお借りしてお願いをしておきたいと思
います。ありがとうございます。

【落合】

どうもありがとうございます。また最初のプレゼ
ンテーションで足りなかった部分等を付け加えていた
だいたんですけども、それぞれに対する質問という
ことがなかったように思うんですけども、何か今あ
えて話題を提供したいという、全体を話して、パネラー
の方からございますでしょうか？これからどうまとめ
るかというのは非常に難しく、悩みながら話してお
るんですけども、午前中に内藤企画官からありまし
たけれども、いくつかの段階があるんじゃないかと思
います。室積室長の方から総合制養護学校というのが
まず一つの前の段階であって、そして総合制養護学校
から特別支援学校というふうに展開していくのか。そ
こで教員の専門性をどういうふうに高めていくのか。
広島県でこれから具体的にどのように立ち上げていく
のか、そういうところに話を持っていかなくてはなら
ないんですけど、非常に難しいところでもあると思
います。

それからもう一つ、今までは内藤企画官からも、仕組みの問題を話されていました。人がどう動くかと、そういうイメージだったと思います。それはどちらかというハードウェアのことについてであるようですが、カリキュラムをどうするのか。例えばクラスの中でいろいろ軽度のお子さんたち、工夫したというそういう事が学校の中で積み重なっているのかどうかとか。カリキュラムユニットだとか、そういうものが必要であろうかも知れません。それから、各教育委員会、市町村レベルで、同じ教科書を使っているわけですから、どういうことで工夫したのかという、そういう情報を市町村単位でそれを蓄えておく。それをどの教員でもインターネットを通じてアクセスすれば、「こういう工夫できるんだ」という、そういうこともできるかもしれないこんな工夫も必要なのかなと思います。

さらに、盲・ろう・養護学校、今インターネットでいろいろアクセスできるんですけども、その中でカリキュラムに関するものとして、こういう子どもたちでこういう工夫をすればいいんだという、そういうカリキュラムの開発の部分についての情報も共有できていないと、なかなか問題の解決はできないのではないかと思います。

そして、これは現在でも時々見受けられるんですけども、加配の教員が得られても、具体的にどういふふうに子どもと対応したらいいのかとか。その辺までも、特別支援教育のその事業のモデルの中に当てはめていかなければならないのではないかなというふうにも感じるわけです。そういう意味で、私自身は現在、広島県で行われている盲・ろう・養護学校のさまざまな事業の中で、教育相談事業をどのように展開していくのか。それから総合制養護学校というものを作りながら、どういう形でその特別支援学校に展開していくのか。さらに、カリキュラムの課題。今、新迫先生から、いろいろ現場の体験等たくさんあるとお聞きしたわけですけども、それをその先生方がどのように共有できていくのか。2年で何かやれといいますが、これはすごいスピードでいろんなことをやらなきゃならない。不可能なことも多くあると思います。その辺のところについて、現場の先生方あるいは行政担当者の方から何かアイデア等がございましたらお願いしたいと思えます。何かございますでしょうか？

【新迫】

先生方のそういうことの共有みたいなことと言えば、センターで行われる講座にしても、県教委の講座にしても、本当にたくさんの方が関心を持っているという

ことは参加者の方を見れば私が言うことではないと思うんですが、そこで、少し残念だなと思うのは、その一緒に勉強したとして、その後、例えばそこの中でつながっていけるようなものがあれば、それこそもっとネットワークが広がると思います。今日は伊藤さんを通じて、LD教育士というような方との出会いもあるかもしれませんが、そういうネットワークというのは、それこそ誰かがコーディネートしていきながら作っていくものでしょうから、せつかくそういう関心が高まっているという状況の中で、もっともっと集まっていければ良いなあと思います。

【落合】

ありがとうございます。

【室積】

先にいくつか事業を申しましたけれども、特別支援教育推進体制モデル事業ですけれども、これはモデル地域の小・中学校の校長会で了解を得ていますので言えますけれども、今年度モデル地域として、東広島市、隣の黒瀬町を考えております。その全小学校・中学校を対象として考えています。コーディネーターの養成、専門化チーム、巡回相談を含めて、モデルとして取り組んでいきたいと考えております。それと、障害のある子どものための教育相談体系化推進事業ですけれども、この早期からの相談体制というものの必要性は、基本構想策定委員会の委員の方からも、ぜひとも作って欲しいということも委員会の中でも言われております。前年度は府中町をモデルとして取り組んでおりましたが、今年度はもう少し広げて、その体制を県下に広げていけるようなモデルとして何とか研究していきたいというのが思いです。

総合型の養護学校が出ましたけれども、これは先ほど言いましたように、肢体不自由養護学校は今現在、子どもたちは総合型になっているようなところがあると思いますが、最も大事なものは教育課程をどうしていくのか。一人一人に応じたきめ細かな教育ができるシステムを作らないと、総合型の養護学校ですよというだけでは、子どもたちにきめ細やかな教育はできない。そういう意味で、先ほど言いました2校を研究指定校としております。

【落合】

どうもありがとうございました。永井先生のほうから何かございますでしょうか？

【永井】

ちょっと守備範囲を逸脱してお話しをしたいと思います。と言いますのはさつき織田さん、伊藤さんのそ

れぞれ保護者の立場から、担任の先生といきましょうか、担当者についてのコメントがございましたので、とりわけ小学校・中学校の特殊学級の担当者ですよね。このことについて、私なりに多少の問題を感じておりますのは、非常にローテーションが激しいということです。たぶん3年、平均すると3年くらいじゃないでしょうか。5年10年というようなことじゃなかろうと思います。たぶんデータが出てる。私ちょっと詳しく持っておりませんが……。なかには5年10年という方がおられるんです。ところが、普通は2年3年で交代をしますから、全体としては平均点が下がってくるという状況に、県内全域あるんじゃないかと思えます。

それを専門性という観点で説明をするつもりはないんです。そうではなくて、やはり責任を持ってこの子を預かると言いましょか、かなりの時間、長いスパンをかけて子どもの成長をみていくとか、教育課程上の管理をしていくということは非常に大事なんではないかと思うんです。例えばその学校に2クラスあった場合に、交代を同時にするのではなくて、一人ずつ交代をしていけばそういうことがうまくいくのかなと思ってみたりですね。そういう小学校・中学校における障害児教育の流れをどうしていくのかというのは、古くて新しい課題だと思うんです。その新しさの側面からいえば、コーディネーターというような言葉が出てきた。小中学校のコーディネーターというような役割が、ひょっとすると、そういうところへいい影響を与えてくるのかなと、かすかな期待がございまして。というのはいくら制度のほうがある意味うまくいっても、最後は人なんです。「教育は人なり」というのはよく言っていると思うんです。最後は人なんで、そのところがうまくいかないと制度が空回りするし、とてもじゃないが信頼がとれないと思えます。この辺りをどうしていくのか……。

先ほど私は盲・ろう・養護学校の立場で専門性を担保するための人事異動の在り方について述べましたが、これと同じようなことが小・中学校のそういった障害児教育を推進していく上で大切ではないかと思えます。しかもシェアがザーッと広がるわけですから、ますます大事になってくるんじゃないかなという意味で申し上げました。皆さんそのことは良くわかっているから、あえて声に出されなかったんだと思いますけど、私はこれ、非常に重要な視点かなというふうに思いました。以上です。

【落合】

どうもありがとうございます。今日この場に3人

の教育側の立場、そして2人の保護者からということでおいでいただいているわけですが、新しい学校教育法施行令では就学指導委員会の中で、保護者が必要であれば意見を申し立てることができるか、これからはアカウントビリティの流れの中に評議会制度、外部の意見を入れたり、あるいは保護者の意見を入れてどういう形で障害児教育の中にいろいろな意見を入れていくというそういう時代になりつつあるんですけれども……。保護者がレフリーの一人として参加することは非常に大事だと思います。サッカーで言いますと主審とラインズマンが2人いるわけですが、学校の先生方もレフリーであるかもしれない。それから、保護者もこういう制度上のレフリーとしていろいろ参加できる。レフリーがしっかりしていないサッカーを見たら、とんでもなく面白くないゲームになってしまうわけですが、その意味で、私は何か保護者の権利ということも考える必要があるのではないかと思います。これからの変化に対して保護者の意見というのも非常に重要じゃないかなと思うわけです。何か保護者の2人からそういう意味でご提言というのがございますでしょうか？

【織田】

そうですね。保護者としてやはり子どもを多く知っているのも親だから、親の考えなり、全体的な意見を聞いて欲しいなって思ったのが一つと、もう一つ違うことなんですけど、いつも新しい施策、いろんなことが始まるたびにモデル校を研究してとかいわれて始まります。だけど、それは子どもたちに対して何かこう失敗がないようにとかで、困った問題がないようにかなといつも思うんですけれども……。モデルは指定や研究してとかいろいろ受けた子ども達だけではなくて、普通にいらっしゃる子どもたちも日々学んでいるんです。日々学習している中で、そのモデルがすぐに反映できるようなシステム作り。そしてそのモデルに良いことをすぐに提示して、じゃあそれを柔軟に対応できる学校の体制作りとかを欲しいなっていつも思っています。保護者として本当に言えるのは、やはり教員の方も教育委員会の方もそうだと思うんですけれども、子どもの在りかた、学習の在り方、学びの在り方、この子たちの成長していく段階でいろいろなことを考えられていると思うんです。その中で3者が同じ土俵で話し合って、そこでいいところをチョイスできるような場を作っていたらなといつも思っています。ありがとうございました。

【伊藤】

先週、大阪の方で、全国 LD 親の会の公開フォーラムというシンポジウムがあったんですけども、そこに、文科省の特別支援教育官だったと思うんですが、柘植先生という方がこられていて、その先生のお話を聞くことができたんですが……。

特別支援教育は始まっているんだと。走り始めているんだと。走り始めているといっても、私の子は何もしてもらってないと思ったんですが、とにかくこれまでのようなゆっくりとしたテンポではなく、早急にこの教育というものは変わっていくとおっしゃったんですね。走りながら考えていってくださいって。それぞれの県で。例えば広島県でしたら、2地域——東広島市と黒瀬町でしたか、特別支援モデル地域に指定されたんですけども、それを今年度からいきなり全県でされる県も2県ほどあるとおっしゃられました。私の住んでいるのは東広島でも黒瀬でもないのですが、では私の子供の所には、いつ地域モデル事業が始まるのか？という不安もあるのですけれども、そういうこともいわれました。

これまでは保護者がお願いだとか要望を教育委員会にお願いします、お願いしますといていた時代だったんですけども、先ほども私がお話ししましたけれども、これからは一緒に企画を立てていく、参画する時代になってきているんだというふうに、私も教育免状を持っているわけではないですし、大学も出ていない保護者ですけども、本当に一緒に、子どもたちに対して、どうやって育てていけばいいんだろうかっていう義務教育とか、高等学校だけの問題ではなくて、それ以後の人生の方が長いので、その辺のこともちゃんと連動していけるような教育になっていって欲しいなと思っています。

【落合】

どうもありがとうございました。もう少し時間がございまして、フロアの方から、お一人か二人、今のディスカッションの中で、問題提供したい、あるいはこういうお話しをしたいという方がございましたらお願いしたいですけども。ございますでしょうか？

【参加者女性B】

私も自閉症の子どもを持つ保護者の一人です。

今まで、インクルージョンというのは教育の言葉って思っていましたけれども、そうじゃない。社会全体がインクルージョンにならなければならない。そのソーシャルインクルージョンの一番の土台が教育だと思うんです。その特殊教育の中の専門性の中にどう

やったらインクルードできるかっていう視点が私にとっては重要な課題です。障害の特性から自閉症などで、人とのコミュニケーションがとりにくい、関係を持ちにくいっていうような障害がありますから、どうやったらみんなの中に生きていく知恵が得られるかということが、私にとってはすごい最終的なインクルージョン——ソーシャルインクルージョンの目標なんです。今、お話を聞いていましたら、室積室長さんの中で、保護者の願いと教育的な願いが違う場合があると、そういう形で教育的な知見からその子にあった教育を考えたいと言ったときに——やはり親としては最終的には自分の子どもを責任を持つのは親ですから——最後のお話にもあったけれども、教育を考えるときに3者が本当に対等の立場で、話し合いたいというお話があって、私も本当にそのとおりでと思うんです。ですから、そこら辺の、どうしたらその子をインクルードできるかっていうことに関して、保護者とか行政機関との意見が対立したときにどのようなお立場で今後、広島県の教育をやっていくかということを具体的にお聞かせ願えたらと思うんですけども。

【落合】

はい。あと、ご質問等ございませんでしょうか？——今の質問に対して何かご発言はありませんでしょうか？

【室積】

先ほど教育相談体制といいましたけれども、やはり早期からの相談の中で、その子どもがどう育っていくのか、どこで学ぶのが良いのかということをも十分な情報をもとに考えていく体制が大切なことだと思います。これは市町村になるんですけども、保護者の意見表明の場ということについて市町村に対して指導をしているところです。どこへ進むべきなのか。市町村が考えていく。そのためには早期からの相談、それと、保護者等の意向を把握する、専門家等の意見を聞く。その中でその子どもが育っていく適切な道があらうかと思っています。最終的には市町村が決めるわけですけども、早期からの相談と情報等をもとにその子どもに対してきめ細かな教育を行っていくために、どこで学ぶのがよいのか、進んでいく道を考えていただきたいと思っています。

【落合】

はい。ありがとうございました。そのほかのご質問等ございませんでしょうか、最終的に今日のこのまとめというのをどのようにしたらいいか非常に難しいわけですけども……。

これからいろいろ考えていかなきゃならないことが多くあるといます。今後の特別支援教育の在り方の最終報告を実際に行うということについてはいろいろな課題等があると思います。それぞれ、広島県は広島県の中での課題。あるいは日本全体で行わなければならないさまざまな課題と多くあると思いますので、今日、これは今年の3月に出ました最終報告書をもとにして最初の意見といますか、出す場面として位置づけていきたいと思っています。具体的にこれから何をどうするかということについては、このフォーラムでは結果が出ないと思います。非常に難しいと思うんですけど、このフォーラムもさまざまなきっかけの一つとして、行っていきたいというふうに思います。

今日は長い時間1日、フォーラム第1部、第2部と皆さんご参加いただきまして本当にありがとうございました。これでディスカッションの方を終わりたいというふうに思います。

【司会者】

どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。これにてすべてのプログラムを終了させていただきます。最後に広島大学大学院教育学研究科障害児教育学講座主任 船津守久より閉会の言葉をいただきます。

【船津】

失礼いたします。障害児教育講座の船津と申します。本日はお忙しいところ、雨模様の中を広島大学特別支援教育フォーラムに、多数の方々にご出席いただきまして、心から感謝しております。特に遠いところを、忙しい時間を割いていただき、貴重なお話をいただきました。文部科学省の内藤先生をはじめといたしまして、林先生、室積先生、永井先生、新迫先生、それに保護者の方々、ありがとうございました。また、本フォーラムをご後援賜りました、広島県教育委員会、広島県障害児学校校長会、協賛をいただきました広島大学の幼年教育研究施設、心理臨床教育センターおよび広島大学教育学研究科長の中原先生、どうもありがとうございました。さらにお忙しいところにもかかわらず、早朝よりご出席いただきまして、ご傾聴いただきました会場のすべての方々から感謝いたします。ありがとうございました。最後に本フォーラムの開催に当たりまして、準備などで尽力しました、講座の院生、学生、すべての方に心から感謝申し上げます。こうした機会を今後もできるだけ多く設けられますよう努力していきたいと存じますので、よろしくをお願いします。これもちまして、本フォーラムを閉会させていただきます。